

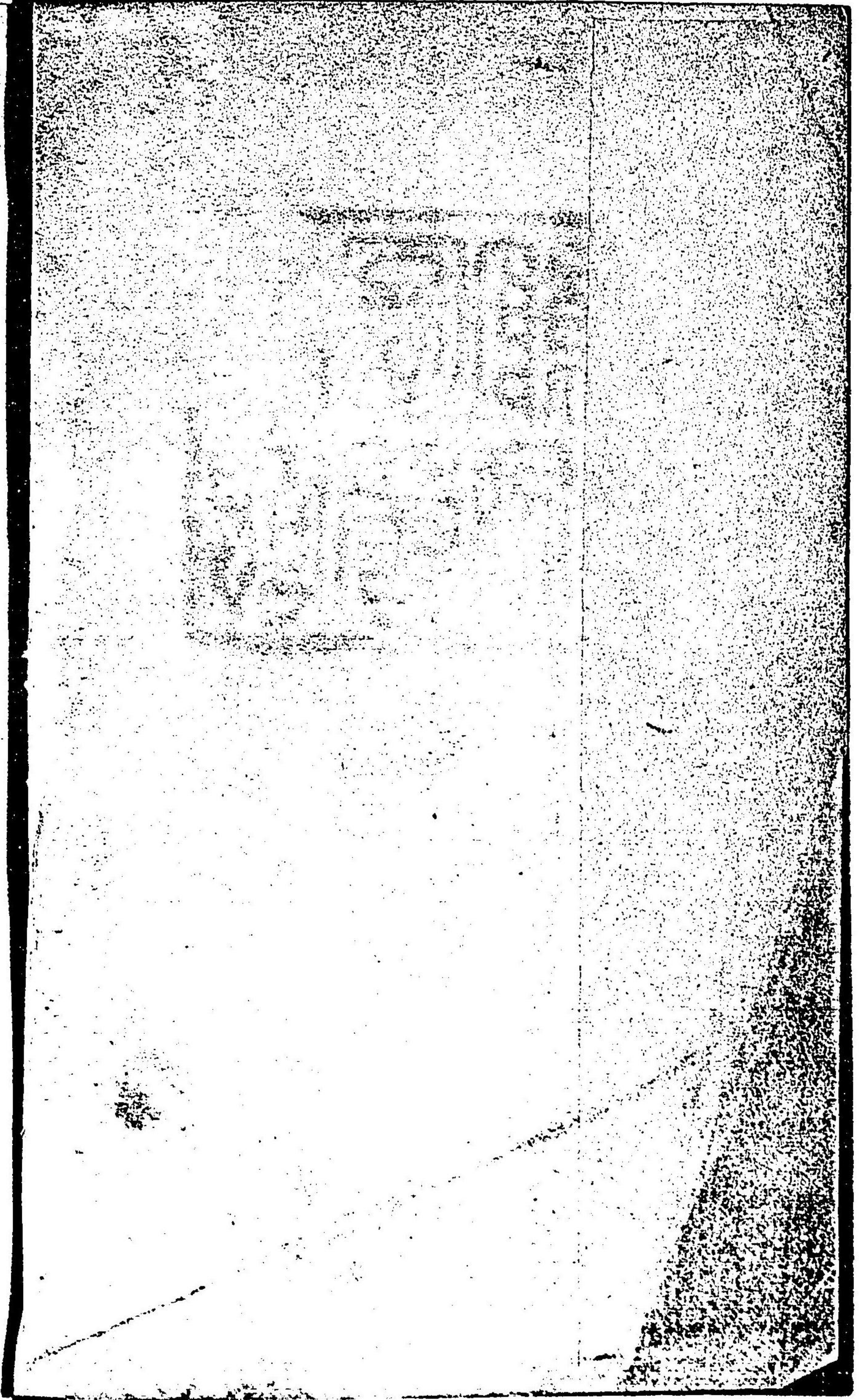
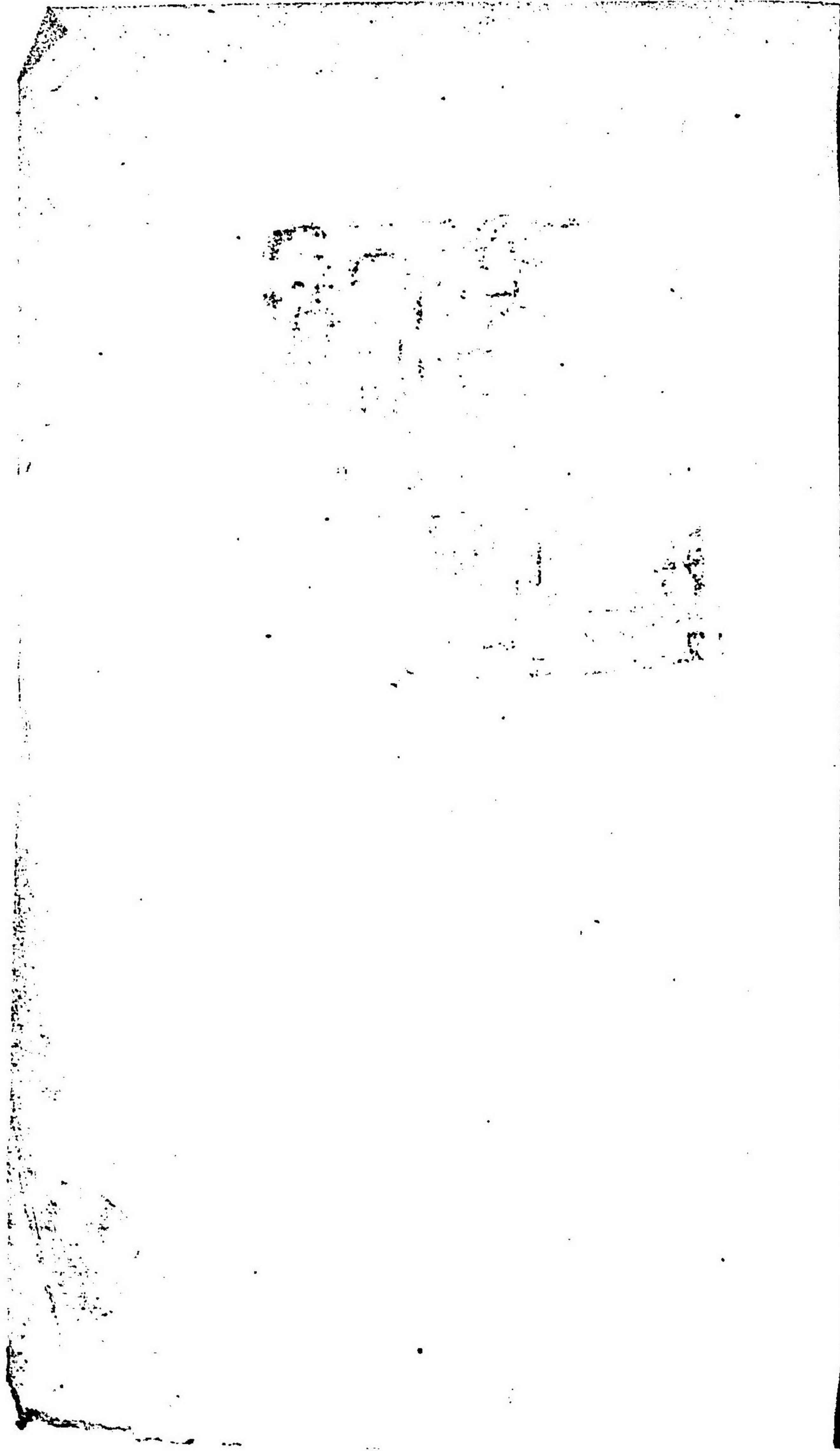
芳賀矢一校訂

保元物語

東京

合資社會山館

保元物語の田舎



94-112

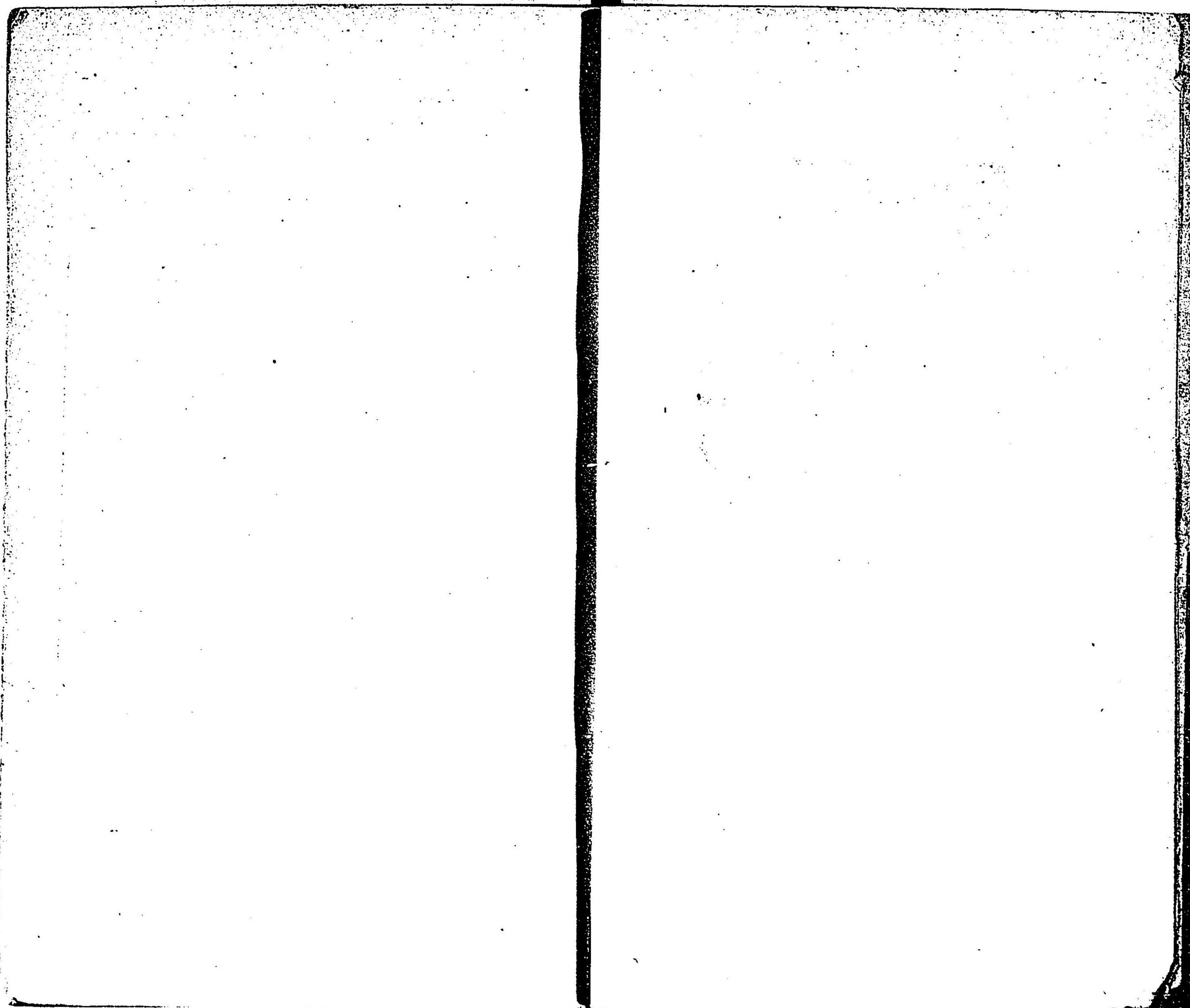
芳賀貞夫校訂

保元物語

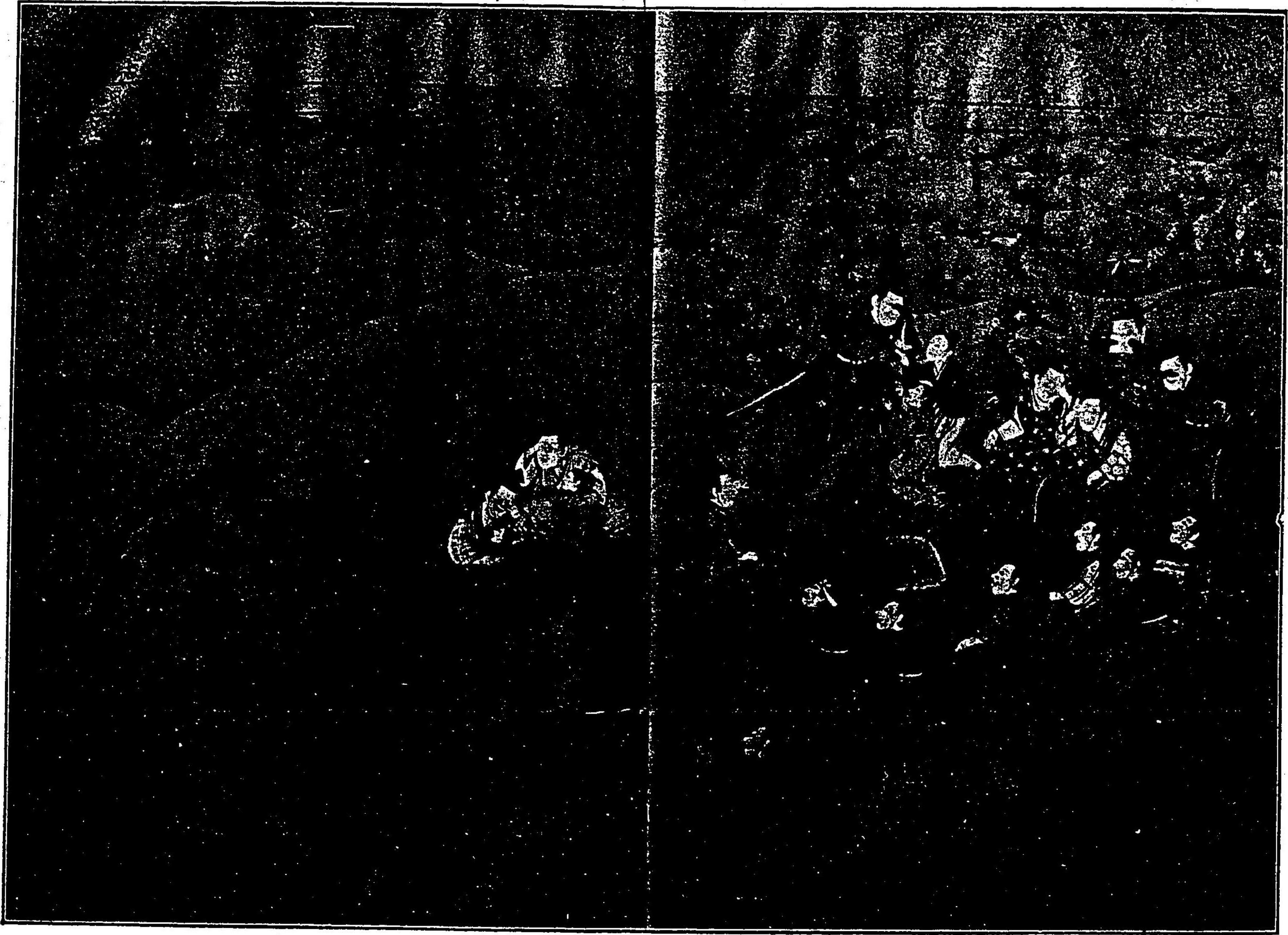
名著文庫

東京合資
會社 富山房發兌

44. 1. 16
丙寅



義朝幼少の弟悉失るる圖



(上田萬年氏所藏古寫本に據る)

はしがき

平安朝の花のやうな大宮人の時代が過ぎて鎌倉の物語びた武家時代になつて物語の性質も亦一變した。同じく叙事詩の種類には屬するが、いはゆる軍記物語となつた。材料も豊富で後世にも影響の多いのは平家物語であるが、その以前の時代を寫して、製作の時代も稍少しく前であらうと思はれる保元平治の二物語は我が鎌倉文學の重要な産物である。うつば源氏の小説物語が、やがて榮花大鏡の歴史物語となり、純女文は四六體の男文と合體して、内容に相應する稍強い文體となつて、こゝに軍記物語が産れ出たのである。時代の産物、

作者は誰とも分らぬ。文體篇章の分ら方等大に似て居るのを見れば保元平治とも同一人の作らしく思はれる。もとより純粹の歴史では無い。昔は史料として貴ばれたが、今日ではむしろ文學としての價値に重きを措かれる。當時の日記や記録と合はぬといふので、史料の價値がよし失はれたとしても、文學の價値は永久不滅である。否益其の光を増すのである。これ等の軍記物語を基礎とした頼山陽の日本外史は非常に多くの人に愛讀せられたが、國民としては其の原文たる此等軍記物語を厭味するが至當である。此の意味で名著文庫中に收めたのである。

3

平安朝の物語は愛情を主として、戀愛に打勝たれる物のあはれを示して居るが、軍記物語は節義を主として義理の爲に恩愛を絶つことが人の同情を動かすのである。それがやがて後世の小説演劇等の模型となつて、長い間我が國民を支配したのである。内外典の訓言を擧げ、震旦天竺の例を引いて治亂興亡の間に道德の訓誡を示した事、折に觸れ、事に應じて、講釋說法の態度のあることは此の時代の文學の特色の一つである。しかも軍記物語はあくまで物語である。女文と男文との合體した産物である。強い中にも柔い所があり、殺伐な間にも自

ら優美な風がある。これは内容も文章も、共にさうである。唯薄雲女院や女三宮のやうな女性は無いが、其代りに爲義の北の方や、常磐御前や夜叉御前などがあるのである。軍記物語は國民叙事詩といつてもよろしい。

明治四十三年十二月

校訂者

しるす。

保元物語序

夫れ易に曰く、天文を觀ては時變を察し、人文を觀ては天下を化成す。是を以て、政道理に當る時は、風雨時に順つて國家豊饒なり。君臣合體する時は、四海泰平にして凶賊起る事無し。君上に在つて、政違ふ時は、國亂れ民苦む。臣下として禮に背く時は、家を失ひ身を滅す。或は恣に國位を奪はんが爲に天下を亂る、黎民之にこそ愁ふ。或は猥はしく官職を誣ふによつて國家を傾く、君臣之が爲に悲む。遂に旗を戰場に掲ぐと雖も天道の許を蒙らず。謀を軍旅

に廻らすと雖も王法の攻を免れず。故に骸を外土の塵に曝し、皆名を後代の嘲に貽す。古より今に至りて、誰か獨り然かならずと云ふこと有らんや。

按諸異本

無此序、唯岡崎本、載而皆用假字。

原序

孔なき笛に太平のうたを吹ば、耳よりほかに其音遠く、指ならざるを以て無何有の月を指ば、ひかりかげを忘れたり、山を山といふとも、そもまたせしむるものはたぞ

保元物語總目

卷之一

- 後白河、院御即位、事……………一
- 鳥羽、院熊野御參詣並、御託宣、事……………五
- 鳥羽、院崩御、事……………八
- 新院御謀反、事……………二
- 官軍方々手分、事……………一九
- 親治等被、生捕、事……………二三
- 新院御謀反露顯並、調伏附内府實能意見、事……………二四
- 新院召、爲義、附鶴、丸、事……………二五
- 左府頼長上洛附著到、事……………二七

官軍被ニ召集ノ事……………一四〇

新院御所各門々固附軍評定ノ事……………一四一

將軍塚鳴動附彗星出ノ事……………一五〇

主上三條殿行幸附官軍勢汰ノ事……………一五四

卷之二

義朝白河殿夜討ノ事……………一六一

白河殿攻落ノ事……………一七三

新院左府御沒落ノ事……………一九一

新院御出家ノ事……………一九四

朝敵ノ宿所燒拂ノ事……………一九九

關白殿歸ニ復本官ノ事……………二〇一

左府薨去並ニ大相國忠實御歎ノ事……………二〇六

重成奉レ敕奉レ守ニ護新院ノ事……………二一五

謀反人各召捕事……………二二六

重仁親王御出家ノ事……………二二九

爲義降參ノ事……………二三〇

謀反人被レ誅事……………二二九

爲義最期ノ事……………二三一

義朝ノ弟被レ誅事……………二四一

卷之三

義朝幼少ノ弟悉被レ誅事……………二四五

爲義ノ北ノ方入水ノ事……………二五七

左府ノ死骸實檢ノ事……………一六四

新院遷幸讚岐ニ並重仁親王ノ御事……………一六五

無鹽君ノ事……………一六九

左府ノ君達附謀反人各遠流ノ事……………一八四

大相國上洛ノ事……………一九〇

新院御經沉附崩御ノ事……………一九二

爲朝生捕遠流ノ事……………一九九

爲朝鬼ノ島渡並最期ノ事……………二〇三

保元物語總目終

保元物語卷之一

後白河院御即位ノ事

爰に鳥羽禰定法皇と申し奉るは、天照大神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり。堀河天皇第一の皇子、御母は贈皇太后宮藤原氏子、閑院大納言實季卿の御女なり。康和五年正月十六日に御誕生、同年八月十六日皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀河院崩れさせ給ひしかば、太子五歳にて踐祚あり。御在位十六箇年が間海内静かにして天下穩かなり。寒暑も節

保元物語

をあやまたず、民屋も誠に豊かなり。保安四年正月二十八日御歳
 二十一にして御位を遷れて、第一宮崇徳院に譲り奉り給ふ。大
 治四年七月七日白河院崩れさせ給ひてより後は、鳥羽院天下
 の事を知召して政を行ひ給ふ。忠ある者を賞しおはします事、聖
 代聖主の先規に違はず、罪ある者を赦し給ふ事、大慈大悲の本
 誓に叶ひおはします。されば恩光に照され、徳澤に潤ひて、國
 も富み民も安かりき。保延五年五月十八日、美福門院の御腹に
 皇子御誕生ありしかば、上皇殊によるこび思召して、いつしか
 春宮に立ちたまふ。永治元年十二月七日三歳にて御即位あり。
 依りて先帝(崇徳院)をば新院とぞ申しける。先帝ことなる御恙も

わたらせ給はぬに、押しおろし給ひけるこそあましけれ。依
 りて一院(鳥羽帝)、新院、父子の御中快らすとぞ聞えし。誠に御心
 ならず御位を去らせ給へり。復り即かせ給ふべき御志にや、又
 一宮重仁親王(崇徳帝第一皇子)を位に即け奉らんとや思召しけん、御慮
 計りがたし。永治元年七月十日、鳥羽院御飾おろさせ給ふ。御
 年三十九。御齡もいまだ盛りに、玉體も恙なくおはしませども、
 宿善内に催し、善縁外に顯れて、眞實報恩の道に入らせ給ふぞ
 めでたき。然るに久壽二年夏の比より、近衛院御位おはしまし
 しが、七月下旬には早瀬少き御事にて、清涼殿の庇の間に遷し
 奉る。されば御心細くや思召しけん、御製にかく、

保元物語

蟲の音のよわるのみかは過ぐる秋を

をしむ我身ぞまづ消えぬべき

終に七月二十三日に崩れさせ給ふ。御年十七。近衛院これなり。最惜しき御齡なり。法皇女院の御歎き理にも過ぎたり。新院此の時を得て、我身こそ位に復り即かずとも、重仁親王は、一定今度は位に即かせたまはんと、待ち受けさせおはしませり。天下の諸人も皆かく存じける處に、思ひの外に美福門院の御計ひにて、後白河院、其の時は四の宮とて、打籠められておはせしを、御位に即け奉り給ひしかば、貴きも賤しきも、思ひの外の事に思ひけり。此の四の宮も、故待賢門院の御腹にて、新院と

御一腹なれば、女院の御爲には共に御繼子なれども、美福門院の御心には、重仁親王の位に即かせ給はんことを、猶猜み奉らせたまひて、此の宮を、女院もてなし進らせ給ひて、法皇にも内々申させ給ひけるなり。其故は近衛院世を早うせさせ給ふことは、新院咒詛し奉り給ふとなん思召しけり。是に依りて、新院の御恨、一入まさらせ給ふもことわりなり。

鳥羽院熊野御參詣并御託宣事

爰に久壽二年冬の比、法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず、御寶殿の中より、童子の御手を指出して、打返し／＼せさせ給ふ。法

鳥羽院

皇大に驚き思召して、先達并に供奉の人々を召して、不思議の
 瑞相あり、權現を勸請し奉らばやと思召して、まさしき巫やあ
 ると仰せければ、山中無雙の巫を召出す。御不審の事あり、占
 ひ申せと仰せければ、朝より權現を下し進らするに、午の時ま
 でおりさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦し
 て祈請良久し。巫も五體を地に投げ、肝膽を碎きければ、諸人
 自をすまして見る處に、權現既におりさせ給ひけるにや、種々
 の神變を現じて後、巫、法皇に向ひ進らせて、右手をさし揚げ
 て、打返し、是は如何と申す。誠に權現の御託宣なりと思召
 して、御座をすべらせ給ひて、御手を合せ申す所是なり、さて

如何候ふべきと申させ給へば、明年秋の比、必ず崩御なるべし。
 其の後世の中手の裏を反す如くならんぞと御託宣ありけれ
 ば、法皇を始め進らせ、供奉の人々皆涙を流して、さて如何な
 る事有りてか御命延びさせ給ふべきと問ひ奉れば、定業限あれ
 ば力及ばずとて、權現は上らせ給ひぬ。参り集りたる貴賤上下、
 各頭を地に附けて拜み奉りけり。法皇の御心中、いかばかりか
 御心細く思召しけん。日來御參詣には、天長地久に事寄せて、
 切部の王子の柵の葉を、百度千度かざさんとこそ思召し、
 今は三山の御奉幣も、是を限りと御心細く、眞言妙典の御法樂
 にも、臨終正念往生極樂とのみぞ御祈念ありける。都て還御

臨終正念往生極樂

の體哀れなりし御有様なり。

鳥羽院崩御事

かくて今年は暮れにけり。明くる四月二十七日改元ありて、保元とぞ申しける。此比より法皇御不豫の事あり。偏に去年の秋、近衛院先だ、せ給ひし御歎きの積りにやと、世の人申しけれども業病受させ給ひけるなり。日に隨ひて重らせ給へば、月を追ひて憑少なく見えさせおはしませば、同じき六月十三日、美福門院、鳥羽の成菩提院の御所にて御飾おろさせ給ひ、現世後生を憑み進らせ給ふ。近衛院も先だち給ひ、又僧老同穴の御契淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ。御歎きの餘りに思召し立つ

とぞ聞えし。御戒師には三瀧の上人觀空を參られける。哀れなりし事どもなり。法皇は權現御託宣の事なれば、御祈もなく、御療治もなし。只一向御菩提の御勤のみなり。七月二日終に、一院崩れさせ給ひぬ。御年五十四。いまだ六十にも満たせ給はねば、猶惜しかるべき御命なり。有爲無常のならひ、生者必滅の掟、始めて驚くべきにあらねど、一天くれて日月の光を失へるが如く、萬人歎きて父母の喪に遭ふに過ぎたり。釋迦如來、生者必滅の理を示さんとて、沙羅双樹の下にて假りに滅度を唱へ給ひしかば、人天俱に悲しみき。かの二月の中の五日の入滅には、五十二類憂の色をあらはし、此の七月二日の崩御には、九

重上下、かなしみを含めり。心なき草木も憂へたる色あり。況や、年頃近く召使はれし人々、如何ばかりの事をか思ひけん。まして女院の御歎オンナゲキ、申すも中々おろかなり。玉簾の内に龍顔に向ひ奉り、金臺の上に玉體に雙ひ給ひしに、今は燈の下モトには、伴ふ影もおはしまさず、枕の許マドには、古を戀ふる御涙のみぞ積りける。古き御衾フスマ空しき床に残りて、御心を碎く種となり、古の面影は常に御身に立ちそひて、忘れ給へる御事ぞなき。有侍ウケの御身は貴さも賤さも高きも卑きも異なることなく、無常の境キヤウ界は、刹利も首陀も替らねば、妙覺の如來、猶因果の理コトワリを示し、大智舍利弗ダイチシヤリホツ、又先業を顯すことなれば、凡下の驚くべきに

はあらねども、去年の御歎に、今年の御悲の重りけるを、如何せんと思召しける。

新院御謀反事

斯る御愁の折節、新院の御心中覺束なしとぞ人申しける。されば仙洞も騒しく、禁裏も静かならざるに、新院の御方の武士、東三條に籠り居て、或は山の上に登り、木の枝に居て姉小路、西洞院、内裏、高松殿を窺ひ見る由聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて、東三條の留主に候ふ少盛物藤原光貞、并に武士二人召捕りて仔細を問はる。一院御不豫の間、去ぬる比より御謀反の聞えあるのみならず、軍兵東西より参り

集り、兵具を馬に負はせ、車に積みて持運び、其の外怪しき事多かり。新院日來思召しけるは、昔より位を継ぎ禪を受くる事、必ず嫡孫にはよらねども、其の器を選び、外戚の高卑をも尋ねらるゝにてこそあれ。是は只當腹の寵愛といふばかりを以て、近衛院に位を押取られて、恨深くて過ぎし處に、先帝體仁親王かくれ給ひぬる上は、重仁親王こそ帝位に備り給ふべきに、思ひの外に、又四の宮に越えられぬるこそ口惜しけれと、御憤ありければ、御心のゆかせ給ふ事としては、近習の人々に如何せんするぞと、常に御談合ありけり。宇治左大臣頼長と申すは、知足院禪閣殿下忠實の三男にておはします。入道殿の公達の御中に、

殊更愛子にておはしましけり。人がらも左右に及ばぬ上、和漢共に人に勝れ、禮義を調へ、自他の記録に暗からず、文才世に知られ、諸道に淺深を探る朝家の重臣攝録の器量なり。されば御兄法性寺殿(關白)(忠通)の詩歌に巧にて、御手跡の美しくおはしますをば貶り申させ給ひて、詩歌は閑中の翫物なり、朝家の要事にあらず。手跡は一旦の興なり、賢臣必ずしも之を好むべからずとて、我身は宗と全經を學び、信西を師として、長へに學窓に籠りて、仁義禮智信を正しくし、賞罰動功を分ち、政務をさりとほしにして、上下の善惡を糾されければ、時の人、惡左大臣とぞ申しける。諸人がやうに恐れ奉りしかども、眞實の御心

向は極めてうるはしくおはしまし、あやしの舎人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理をたて申せば、細々と聞召して、罪なければ御後悔ありき。又禁中陣頭に、公事を行はせ給ふ時、外記官吏等諫めさせ給ふに、あやまたぬ次第を辨じ申せば、我が僻事と思召す時は、忽に折れさせ給ひて、御怠状を遊ばして彼等に賜ふ。恐れをなして賜はらざる時は、我が好み思召す怠状なり、只賜はり候へ。一の上(左大臣)の怠状を以下の臣下取り傳ふる事、家の面目にあらずやと仰せられければ、畏りてたまはりけるとかや。誠に是非明察に、善悪無二におはしますゆゑなり。世も之をもてなし奉り、禪定殿下も大切の人に思召しけり。

久安六年九月二十六日、氏の長者に補し、同じく正月十九日内覽の宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白を擱きて、三公内覽の宣旨、是ぞはじめなると、人々傾け申されけれども、父の殿下の御計ひの上は、君も強に仰せらるゝ仔細もなし。此の大臣とても、必ずしも世を知し召すまじきにもなければ、諸臣も之をゆるし給ひけり。法性寺殿は、只關白の御名ばかりにて、餘所の事の如く、天下の事に於て、關はせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤深く、當今位に即かせ給ひて、世淳素に歸るべくは、關白の辭表納れらるゝか、又内覽氏、長者、關白につけらるゝか、兩様共に天裁にありと、頻りに申させ給ひけり。此の關白殿は、萬

なだらかにおはしませば、皆人褒め用の奉れり。關白殿と左大臣殿とは、御兄弟の上、父子の御契約にて、禮儀深くおはしませしけれども、後には御中惡しくぞ聞えし、されば左大臣殿思召しけるは、一院崩れさせ給ひぬ、今新院の一の宮重仁親王を位に即け奉りて、天下を我儘に取り行はゞやと思し立ち給ひければ、常に新院へ参り、御宿直ありければ、上皇も此の大臣深く御憑ありて、仰せ合せらるゝ事戀なり。或夜、新院、左大臣殿に仰せられけるは、抑、昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり、孝徳天皇の皇子其の數おはしまし、かども、位に即き給ひき。仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達を擧げて、

祚を踐み給ひき。花山は一條に先だち、三條は後朱雀に進み給ひき。我身德行なしといへども、十善の餘薫にこたへて、先帝の太子と生れ、世澆薄なりといへども、萬乘の寶位を忝くす。上皇の尊號につらなるべくば、重仁こそ人數に入るべき處に、文にもあらず武にもあらずの四の宮に、位を越えられて、父子ともに憂に沈む。然りといへども、故院おはしましつる程は、力なく二年の春秋を送れり。今舊院登遐の後は、我れ天下を奪はん事、何の憚あるべき。定めて神慮にも叶ひ、人望にも背かじものをと仰せられければ、左府、元より此の君世を取らせ給は、我が身、舞鏡に於ては疑ひなしと悦びて、尤も思召し立

つ所然るべしとを勧め申されける。新院此の御企なりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞分きたる事はなけれども、何様事の出来るべきにこそとて、京中の貴賤上下、資財雜具を西東へ運びかくす。門戸を閉ぢ、人々は兵具を集めければ、こは如何に、縦令新院國を奪はせたまふとも、仙院晏駕の後、僅かに十箇日の中に此の御企、宗廟の御計ひも測り難く、凡慮の推す所然るべからず。此の程は、雲の上には星の位靜かに、境の中には波風も收りたる御代に、斯く切りて續きたる様に、騒しく亂るゝ事の悲しさよと、人々歎きあへり。

官軍方々手分事

内裏にも、此の由聞えければ、同じき五日召されて參る武士は誰々ぞ。先づ下野、守義朝、陸奥、新判官義康、安藝、判官基盛、周防、判官季實、隱岐、判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召具して、高松殿に參じけり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去ぬる二日、一院崩御の後、武士ども兵具を調へて東西より都へ入り集ること道も去りあへず、以ての外の狼藉なり、弓箭を帶せん輩をば、一々に召捕り參らすべし由仰せ下さる。各、庭上に跪きて之を承る。義朝、義康は内裏に候ひて、君を守護し奉れ、其外の檢非違使は皆關々へ向ふ

へしとて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは周防判官季實、粟田口へは隱岐判官維繁、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經承りて向ひけり。今夜關白殿、并に大宮大納言伊通卿以下公卿參じて議定ありて、謀叛の輩皆召捕りて、流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は、鳥羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて參内せられず。明くれば六日、檢非違使ども關々へ越えけるに、基盛宇治路へ向ふに、白青の狩衣に淺黄絲の鎧に、上をりしたる烏帽子の上に、白星の兜を着、切斑の矢に二所箆の弓持ち、黒馬に黒鞍置きてぞ乗つたりける。其の勢百騎ばかりにて、基盛大和路を南へ發向するに、法性寺

一の橋の邊にて、馬上十騎ばかり、直兜にて物具したる兵上下二十餘人、都へ打ちてぞ上りける。基盛、是は何れの國より何方へ參する人ぞと問ひければ、此程京中物騒の由承る間、其の仔細を承らんとて、近國に候ふ者の上洛仕るにて候ふと答ふ。基盛打ち向ひて申しけるは、一院崩御の後、武士達も入洛の由叡聞に及ぶ間、關々を固めに罷り向ふなり。内裏へ參る人ならば、宣旨の御使に打ち連れて參じ給へ。然らずば、えこそ通し申しまじけれ。かく申すは、桓武天皇十代の御末、刑部卿忠盛が孫、安藝守清盛が次男、安藝判官基盛、生年十七歳とぞ名乗りたる。大將とおぼしき者、榻の直垂に藍白地を黄に返したる

鎧着て、黒羽の矢負ひ、塗籠藤の弓を持ち、黄河原毛なる馬に、
 貝鞍置きて乗つたりけるが進み出て、身不肖に候へども、形の
 如く系圖なきにしも候はず、清和天皇九代の御末、六孫王七代
 の末孫、攝津守頼光、舍弟大和守頼信が四代の後胤、中務丞頼
 治が孫、下野守權守親弘が子に、宇野七郎源親治とて、大和國奥
 郡に久くし住して、いまだ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に
 依りて、新院の御方に參るなり。源氏は二人の主取る事なけれ
 ば、宣旨なりとも、えこそ内裏へは參るまじけれ、とて打ち過
 ぎければ、基盛百餘騎の中に取り籠めて討たんとしけるを、親
 治些とも騒がず、弓取り直して散々に射るに、平氏の郎等矢場

に射落されて、ひるむ處をえたりやおうとて、十騎の兵轡を雙
 べて懸りたりければ、平家の兵叶はじとや思ひけん、法性寺の
 北のはづれまでぞ引きたりける、

親治等被生捕事

さる程に高松殿には、基盛既に凶徒と合戦すと聞えければ、兵
 我もくと馳せ来る。基盛高き所に打ち上りて下知せられける
 は、敵は只其の勢にて續く者もなし。御方多勢なれば、各組み
 て一々に搦の捕りて見參に入れよ、伊賀伊勢の者どもと申され
 ければ、伊藤、齋藤弓手馬手より馳せ寄りて、一騎が上に、五六
 騎七八騎落ち重れば、親治猛く思へども力なく、自害にも及ば

す、生捕られにけり。誠に王事もろきことなきいはれにや、宗徒の者共十六人搦め捕りて、基盛射向の袖に立ちたる矢ども折り懸け、郎等數多に手を負せ、我が身も朱になりて參内仕り、此の由を奏聞して、又宇治路へぞ向はれける。親治をば北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御威の餘りに其の夜除目行はれて、正下の四位になされけり。聞書には、宇野七郎親治以下十六人の凶徒搦め進らする賞なりとぞ註されける。

新院御謀反露顯并調伏附内府實能意見事

さる程に同じき八日關白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿參内して、來る十一日、左大臣流罪の由定め申さる。謀反

の事既に露顯に依りてなり。其故は左府、東三條に或僧を籠めて、祕法を行はせ、内裏を咒詛し奉らる、由聞えて、下野守義朝に仰せて、其の身を召されければ、東三條殿に行き向ひて見るに、門戸を閉ぢて敲けどもあかず。依りて西表の南の小門を打ち破りて入りぬ。角振隼の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を立て行ふ僧あり。相模の阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。宣旨ぞ、參れといへども音もせず。兵二人寄りて、左右の手を引立つれども、腕を屈めて延さず、恰も力士の如くなり。其儀ならば法に任せよといふ程こそあれ、兵數多寄り、取りて伏せて之を搦め、本尊并に左大臣の書狀等、相具してゐて參る。藏人

治部大輔雅頼、一臈判官俊成、承りて仔細を問ふに、別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中、和平の由を祈禱申すと云々。されども左府の書狀顯然なり。其の狀に曰く、
 御撫物事承候畢。誓_ヒ天感_レ地_ニ、應_ニ曜宿良辰_ニ、於_ニ賞罰嚴重_ニ、冥衆影向_レ地_ニ、被_レ修_ニ無雙深秘法_ニ事、尤_モ以_テ神妙之由、御氣色所_レ候也。
 我_レ聞_ク惠亮碎_ニ頭腦_ニ、備_リ清和帝祚_ニ、尊意振_ニ智劍_ニ、加_フ刑罰將門_ニ、不_レ及_ニ人力_ニ所、冥顯之擁護如_レ此。然者發_ニ猛利誠心_ニ、致_ニ丁寧懇志_ニ、何_レ不_レ成_ニ就素意_ニ哉。爰_ニ以_テ歸_ニ伏怨敵_ニ、相_ニ從群臣謀_ニ、奈何背_ニ禮法_ニ乎。早_ク慰_ニ鬱念_ニ、此時也。再_レ耀_ニ映光禪房_ニ事、更_ニ不_レ可_レ有_レ疑者也。恐々謹言。

七月二日

頼長

明王院相模阿闍梨御房

御返事

件の法は、烏瑟沙魔金剛童子聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀反の事顯れけれ。其の上平馬助忠正、故美濃前司家憲が子、多田藏人頼憲等を、軍の大將軍のために、左府かたらはるゝ由聞えければ、主上、治部大輔雅頼に仰せて、彼等を召されければ、即ち大夫史師經、やがて忠正頼憲が許に行き向ひて召すに、此の程は宇治殿に候ふとて參らず。烏羽殿には、今日故院七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰せ附けて、田中殿にて御佛事行はる。新院は一所に渡らせ給ひながら、御幸もなければ、

平元物語

治部ノ大輔雅頼、一臈判官俊成、承りて仔細を問ふに、別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中、和平の由を祈禱申すと云々。されども左府の書狀顯然なり。其の狀に曰く、御撫物事承候畢。誓レ天感レ地、應ニ曜宿良辰、於ニ賞罰嚴重、冥衆影向地、被レ修ニ無雙深秘法ニ事、尤以神妙之由、御氣色所レ候也。我聞惠亮碎ニ頭腦、備ニ清和帝祚、尊意振ニ智劍、加ニ刑罰將門、不レ及ニ人力ニ所、冥顯之擁護如此。然者發ニ猛利誠心、致ニ丁寧懇志、何不レ成ニ就素意ニ哉。爰以歸ニ伏怨敵、相ニ從群臣謀、奈何背ニ禮法ニ乎。早慰ニ鬱念ニ此時也。再耀ニ映光禪房ニ事、更不レ可有レ疑者也。恐々謹言。

七月二日

頼長

明王院相模阿闍梨御房

御返事

件の法は、烏瑟沙魔金剛童子聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀反の事顯れけれ。其の上平馬ノ助忠正、故美濃ノ前司家憲が子、多田ノ藏人頼憲等を、軍の大將軍のために、左府かたらはる、由聞えければ、主上、治部ノ大輔雅頼に仰せて、彼等を召されければ、即ち大夫史師經、やがて忠正頼憲が許に行き向ひて召すに、此の程は宇治殿に候ふとて參らず。鳥羽殿には、今日故院七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰せ附けて、田中殿にて御佛事行はる。新院は一所に渡らせ給ひながら、御幸もなければ、

人いよく怪みをなす所に、剩へ都へ御出あるべき由仰せ下されければ、左京大夫教長卿申されけるは、舊院晏駕の御中陰をだに過させ給はで、御出の條、世以て怪みをなすべし。且つは冥の照覽をも如何か御憚なかるべきと諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、教長卿思ふ計りなくて、兄徳大寺内大臣實能公の許に行き、斯る御計ひこそ候へと聞えしかば、内府大に驚かせ給ひて、左府の申し勸めらるゝよし、内々聞えしかども、誠しからず侍りしに、哀れ詮なき御企かな。末代といひながら、さすが天子の御運は、凡夫の思ふ所にあらず、天照大神、正八幡宮の御計ひなり。我が國邊地粟散の界といへど

も神國たるに依りて、總じては七千餘座の神、殊には三十番神、朝家を守り奉り給ふ。歴代の先朝、皆弟姪を賤しと思召せども、位を越えられ、世を取られ給ふ事今に始めぬ例なり。御逆をば天に任せて御覽せんに、猶御心ゆかせ給はずば、恐くは御出家などもありてこそ、傍に引籠らせ給はめ。就中、一院崩御の御中陰をだに、過させ給はずして、出御ならん事素意及びがたし。定めて御後悔あるべしと、内々御氣色を伺ひて、洩し奏聞仕らるべき由申されければ、教長歸參して、此の旨披露ありければ、院、それはさる事なれども、我れ此所においては、事に遭ふべきよし、女房兵衛佐が告げ知らする仔細ある間、其の難を遁れ

んために出づるなり。全く別の意趣にあらずとて、敢て御承引もなければ、重ねて申すに及ばず、七月十日大夫史師經、平忠正、源頼憲、二人召し進らすべき由の宣旨を、官使に持たせて、宇治へ行き向ひて、左大臣殿に告げ奉れば、即時に召し俱して参るべきよし、御返申され給ひけり。新院は十一日の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依りて齋院の行啓とぞ披露ありける。御供には左京大夫教長卿、右馬權頭實清、山城前司頼輔、左衛門大夫平家弘、其の子に光弘などを候ひける。

新院召爲義附鵜丸事

其の比、六條判官爲義と申すは、六孫王より五代の後胤伊豫入道頼義が孫、八幡太郎義家の四男なり。内裏より召されければ、如何思ひけん参らざりしかば、まして上皇の召にも従はずしてありしが、餘りに白河殿より度々召されければ、参るべき由申しながら、いまだ参らず。依りて教長卿、六條堀河の家に行き向ひて、院宣の趣を宣ひければ、忽ちに變改して申しけるは、爲義、義家が跡を繼ぎて、朝家の御守りにて候へば、君心悪く思召さるゝは理にて侍れども、我と手を下したる合戦いまだ仕らず。但し十四の年、叔父美濃前司義綱が謀反を起し、近江國甲賀山に楯籠り候ひしを承りて、發向し侍りしかば、子共

は皆自害し、郎等共は落ち失せて、義綱は出家仕りしを搦め進
 し候ひき。又十八歳の時、南都の大衆朝家を恨み奉る事ありて、
 都へ攻め上る由聞えしかば、罷り向ひて防げと仰せ下さるゝ間、
 俄の事にて侍る上、折節無勢にて、僅に十七騎にて栗栖山に馳
 せ向ひて、數萬騎の大衆を追ひ返し候ひき。其の後は自然の事
 出で來る時も、冠者原をさし遣して鎮め候ひき。是れ爲義が高
 名にあらず。されば合戦の道無調練なる上、齡七旬に及び候ふ
 間、物の用にも立ち難く候。依りて内裏より頻りに召され候ひ
 つれども、所勞の由を偽り申して參せず。すべて今度の大將軍、
 痛み存する仔細多く侍り。聊か宿願の事ありて、八幡に參籠仕

りて候ふに、論し侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相傳仕りて
 候ふ月數、日數、源太が産衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸
 と申して、八領の鎧候ふが、辻風に吹かれて、四方へ散ると見
 て侍る間、旁憚り存じ候。在げて今度の大將をば、餘人に仰せ
 附けられ候へとぞ申されける。教長重ねて宣ひけるは、如夢幻
 泡影は、金剛般若の名文なれば、夢ははかなき事なり、其の上
 武將の身として、夢見物忌など餘りに臆めたり。披露に就きて
 も憚あり、争でか參られざらんと申されければ、さ候はゞ爲義
 が子共の中には、義朝こそ坂東育ちの者にて、合戦に調練仕り、
 其道賢しく候ふ上、屬さ従ふ所の兵ども、皆然るべき者共にて

候へども、其れは内裏へ召されて参り候。其の外の奴原は勢な
ども候はぬ上、大將など仰せ附けらるべき者とも覚え候はず。
八郎爲朝冠者こそ、力も人に勝れ、弓も普通に越えて、餘りに
不用に候ひしかば、幼少より西國の方へ追ひ下して候ふが、此
の程罷り上りて候。之を召されて、軍の様をも仰せ下され候へ
と申されけるを、其の様をも参じてこそ申し上げらるべきに、
居ながら院宣の御返事は如何あらん、然るべからずと宣ひけれ
ば、誠に其儀ありとて打ち立ちければ、四郎左衛門頼賢、五郎
掃部助頼仲、賀茂、六郎爲宗、七郎爲成、鎮西八郎爲朝、源九郎
爲仲以下六人の子共相具して白河殿へぞ参りける。新院御威の

餘りに、近江國伊庭ノ莊、美濃國青柳ノ莊、二箇所を賜りて、即ち
判官代に補して、上北面に候すべきよし、能登守家長して仰せ
られ、鶴丸といふ御劔をぞ下されける。此の御劔を鶴丸と名づ
けらるゝ事は、白河ノ院神泉苑に御幸なりて、御遊の序に鶴をつ
かはせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えし鶴が、二三尺ばかり
なるものをつき擧げては落し、かづき上げては落し、度々し
ければ、人々怪みをなしけるに、四五度に終に喰ひて上りたる
を見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思ひをなし、上皇も
不思議に思召し、定めて靈劔なるべし。是れ天下の珍寶たるべ
しとて、鶴丸と附けられて御秘藏ありけり。鳥羽ノ院傳へさせ給

ひけるを、故院又新院へ進らせられたりしを、今爲義にぞ賜ひける。誠に面目の至なり。爲義今度は最期の合戦と思ひければ、重代の鎧を一領づゝ、五人の子どもに着せ、我が身は薄金をぞ着たりける。源太が産衣と膝丸とは、嬪々に傳ふる事なれば、雜色花澤して、下野守の許へぞ遣ひける。爲朝冠者は器量人に勝れて、常の鎧は身に合はざりければ、着ざりけり。此の膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り感したりければ、牛の精や入りけん、常に現じて主を嫌ひけるなり。されば慶などを拂はんとても、精進潔齋して取り出しけるとなり。かゝる希代の重寶を、敵となる子の許へ遣しける、親の心をあはれなる。

左府頼長上洛附着到事

さる程に、左大臣殿は御輿にて、醍醐路を経て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部、大輔盛憲、弟藏人大夫經憲、前瀧口泰助安等なり。御車には、山城前司重綱、菅給料業宣、二人を乗せられて、御出の體にて宇治より入り給へば、夜半ばかりに基盛が陣の前をぞ遣り通しける。重綱業宣、白河殿に參着して、あなおそろし、鬼のうちかひになりたりつるとぞ、わなゝいてぞ下りたりける。漢の紀信、高祖の車に乗りて、敵陣へ入りたりし心には似も似ざりけりとぞ、人々申しける。去ぬる九日、田中殿より内裏へ御書あり。御使は武者所近尙なり。是は伶人近

方が子なり。其の御文に曰く、

御晏駕之後者、抛^テ萬事^ヲ致^シ追善孝志^ヲ、改^メ舊儀^ノ陵廢^ニ、可^レ有^ル政道^ニ之處、路次^{々々}鬪戰^シ、洛陽騷^々爭競^ス、彼併^似不^レ顧^ニ尊意^ヲ、猶歎^ク燕巢^ニ幕上^ニ、如何^ニ早翻^シ折伏^ノ攝取^ノ之新義^ヲ、被^レ致^ニ仁德^ニ天下^ニ、靜謐^ニ而無^レ爲^ニ無事^ト、就^ニ冥顯^ニ可^レ有^ニ加護^ニ歟、不^レ宣^ニ謹言^ト。

七月九日

内裏より御返事あり。

禪札^ヲ以^テ令^ニ拜見^セ之處^ニ、尋^ル事之濫觴^ヲ、佞人不敵^ノ之結構^歟、古人云^フ、德尊^キ時者治^ム天下^ヲ、亂時者取^リ之^ヲ、佞者亡^ス國利^ニ也、如何^ニ非^ニ筆所^ニ宣^ニ謹言^ト。

七月九日

此の御返事を、今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。新院の御方へ参りける人々には、左大臣頼長公、左京大夫教長卿、近江中将成雅、四位少納言成高、山城前司頼資、美濃前司泰成、備後權守俊通、皇后宮權大夫師光、左馬權頭實清、式部大輔盛憲、藏人大夫經憲、皇后宮亮憲親、能登守家長、信濃守行通、左衛門佐宗康、勘解由次官助憲、桃園藏人頼綱、下野判官代正弘、其子左衛門大夫家弘、右衛門大夫頼弘、大炊助度弘、右兵衛尉時弘、文章生安弘、中宮侍長光弘、左衛門尉盛弘、平馬助忠正、其子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當

無元物語

正綱、四男平九郎通正、村上判官代基國、六條判官爲義、左衛門、尉賴賢を始として父子七人、都合其勢一千餘騎とぞ註しける。

官軍被召集事

さる程に、内裏より左大將公致卿、藤、宰相光頼卿二人御使にて八條烏丸の美福門院へ参り、權右少辨惟方を以て、故院の御遺誠を申し出さる。此の兵亂の出で來らんずる事をば、かねて知召しけるにや、内裏へ召さるべき武士の交名を註し置かせ給へるなり。義朝、義康、頼政、季實、重成、維繁、實俊、資經、信兼、光信等なり。安藝守清盛は、多勢の者なれば、尤も召さるべけれども、一宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてまし

ませば、清盛は御乳母子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誠にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て、故院の御遺誠に任せて、内裏を守護し奉るべしと御使ありければ、清盛、舍弟子共引き具して参りけり。諸國の宰吏、諸衛の官人、六府判官、各兵仗を帶して候ひけり。公家には關白殿下、内大臣實能、左衛門、督基實、伏見源中將師仲などを参られける。

新院御所各門々固附軍評定事

新院は、齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて参り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末にありければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門面に、東面に門二つあり。東の

門をば平馬、助忠正承りて、父子五人、并に多田、藏人大夫頼憲、都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承りて、父子六人して固めたり。其の勢百騎許には過ぎざりけり。是こそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に附きて、多分は内裏へ参りけり。爰に鎮西八郎爲朝は、我は親にも連れまじ、兄にも具すまじ、高名不覺も紛れぬ様に、只一人如何にも強からん方へ差し向け給へ。縦令千騎もあれ、萬騎もあれ、一方は射拂はんするなりとぞ申しける。依りて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば、左衛門、大夫家弘承りて、子共具して固めたり。其の勢百五十騎とぞ聞えし。抑も爲朝一人として、殊更大事の門を

固めたる事、武勇天下に許されし故なり。件の男、器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢つぎ早の手さなり。弓手の肘、馬手に四寸伸びて、矢束を引く事世に越えたり。幼少より不敵にして、兄にも所をおかず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば、悪しかりなんとて、父不孝して、十三の歳より鎮西の方へ追ひ下すに、豊後國に居住し、尾張權守家遠をめのととし、肥後國阿曾の平四郎忠景が子に、三郎忠國が婿になりて、君よりも賜はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を従へんとしければ、菊池原田を始として、所々に城を構へて楯籠れば、其の儀ならば、いで落して見せんとして、いまだ勢

もつかざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月末より、十五歳の十月まで、大事の軍をする事二十餘度、城を落す事數十箇所なり。城を攻むる謀、敵を打つ術人に勝れて、三年が内に九國を皆攻め落して、自ら總追捕使に押しなりて、悪行多加りけるにや、香椎宮の神人等、都に上り訴へ申す間、古へ久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府、忽緒朝憲、威背綸言、梟惡頻聞、狼藉尤甚、早可令禁進其身、依宣旨執達如件。

然ども爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日父爲義を

解官せられて、前の檢非違使になされけり。爲朝之を聞きて、親の科に當り給ふらんことをあさまじけれ。其の儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれんずとて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しければ、大勢にて罷り上らん事、上聞穩便ならずとて、形の如くに附き従ふ兵ばかり召し具しけり。乳母子箭前拂須藤九郎家季、其の兄透間數惡七別當、手取、與次、同じき與三郎、三町礫、紀平次太夫、大矢、新三郎、越矢、源太、松浦、二郎、左中次、吉田、兵衛、打手、紀八、高間、三郎、同じく四郎を始として、廿八騎を具したりける。依りて去年より在京したりしを、父不孝を赦して、今度の御大事に召し具しけるなり。爲

朝は七尺ばかりなる男の、目角二つ切れたるが、紺地に色々の
 絲を以て、獅子の丸を縫ひたる直垂に、八龍といふ鎧を似せて、
 白き唐綾を以て威したる大荒目の鎧、同じ獅子の金物打ちたる
 を着るまゝに、三尺五寸の太刀に、熊の皮の尻鞆入れ、五人張
 の弓、長さ七尺五寸にて鉄打つたるに、三十六差したる黒羽の矢
 負ひ、兜をば郎等に持せて歩み出たる體、樊噲も斯くやと覺えて
 盛しかりき。謀は張良にも劣らず。されば堅陣を破る事、吳子
 孫子が難しとする處を得、弓は養由をも恥ぢざれば、天を翔る
 鳥、地を走る獸、恐れずといふ事なし。上皇を始め進らせて、
 あらゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて舉り給ふ。左府即ち合

戦の趣計らひ申せと宣ひければ、畏りて、爲朝久しく鎮西に居
 住仕りて、九國の者共從へ候ふにつきて、大小の合戦數を知ら
 ず。中にも折角の合戦二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて強陣
 を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得る事夜討に如
 く事侍らず。然れば、只今高松殿に押し寄せ、三方に火を懸け、
 一方にて支へ候はんに、火を遁れん者は矢を免るべからず。矢
 を恐れん者は火を遁るべからず、主上の御方心にくも候はず。
 但し兄にて候ふ義朝などこそ驅け出んすらめ。それも真中差し
 て射通し候ひなん。まして清盛などがへろく矢、何程の事か候
 ふべき、鎧の袖にて拂ひ、蹴散して捨てなん。行幸他所へなら

ば、御免を蒙りて、御供の者少々射んずる程ならば、定めて駕
輿ヨチヤウも御輿を捨て逃げ去り候はんずらん。其の時爲朝参り向ひ、
行幸を此の御所へ成し奉り、君を御位に即け進らせん事、掌タナゴ・ロを
返す如くに候ふべし。主上を迎へ進らせん事、爲朝矢二つ三つ
放さんずるばかりにて、いまだ天の明けざらん前に勝負を決せ
ん條、何の疑か候ふべきと、憚る所もなく申したりければ、左
府、爲朝が申す様ヤシ以外の外の荒儀アラギなり。年の若さが致す所か。夜
討などいふ事、汝等が同士軍トシイクサ、十騎二十騎の私事ワタクシゴトなり。さすが
主上、上皇の御國争に、源平數を盡して、兩方フタタチにありて勝負を
決せん、無下ムゲに然るべからず。其の上南都の衆徒を召さる、

事あり。興福寺、信實、玄實等、吉野十津河の指矢三町、遠矢八
町といふ者共を召し具して、千餘騎にて参るが、今夜は宇治に
着き、富家殿フケノミヤ(實)の見参ミミカミに入り、曉此處へ参るべし。彼等を待
ち調へて、合戦をば致すべし。又明日院司イノチカサ、公卿クモヤウ、殿上人テンジンヤウヒトを催
さん、参らざる者どもをば死罪に行ふべし。首を刎ぬる事兩
三人に及ばい、残りなどは参らざるべき、と仰せられければ、
爲朝上ツクには承伏申して、御前を罷り立ちてつぶやきけるは、和
漢の先蹤センシヨウ、朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば、合戦の道をば、
武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御計オシハカリひ如何あらん。
義朝は武略の奥義を極めたる者なれば、定めて今夜寄せんとぞ

仕り候ふらん。期日までも延びばこそ、吉野法師も奈良大衆も
又るべけれ。只今押し寄せて、風土に火を懸けたらんには、戦
ふとも争でか利あらんや。敵勝ちに乗る程ならば、誰か一人安
穩なるべき。口惜しき事かなとぞ申しける。

將軍塚鳴動附彗星出事

さる程に鳥羽殿には、故院の舊臣左大將公教卿、藤ノ宰相光頼卿、
右大辨頭時朝臣など籠居し給ひけるが、去ぬる八日より彗星東
方に出で、將軍塚頻りに鳴動す。天變地妖、古文の指す所、慎み
更に輕からず。新院の御所には、軍兵數千騎参り集りて、公卿
殿上人を召すに、参らざる者をば死罪に行ふべしと、左府議せ

らるなれば、我等とても其の難を通るべからず。其の上京中を
焼き拂ひ、内裏にも火を掛て攻めんに、行幸他所へならば、御
輿にも矢を進らせんなど、爲朝とかやが申すなれば、君とて
も安穩に渡らせ給はんや。一院崩れさせ給ひて、十箇目の内に、
かゝる不思議の出で來ぬることあるまじけれ。内裏にも仙洞に
も、御追善の營みの外は他事おはすまじきに、こは如何なりぬ
る世の中ぞや。天照大神は、百王を守らんとの御誓も、盡きぬ
るやらんと申されける。光頼卿、熟ら事の心を思ふに、日本は是
れ神國なり。されば御裳河の流絶えすして、既に七十四代の天
津日嗣を受け給ふ。昔崇神天皇の御時、天の社、國の社を定め

御誓

置かれてより以來、神わざ事繁き國の營、只寶祚長久のためなり。七千餘座の神祇、夜の守り晝の守りなしかは怠り給ふべき。就中推古天皇の御時、上宮太子世に出て、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建て、國家を祈り、聖武天皇東大寺を建て、大神宮の御本地を顯して、帝運を祈請し給ふ、行基菩薩は、河州石河の郡に四十九院を建て始め給ひて、寶祚を鎮護し給ひしより、傳教大師比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山を建立して、真言の秘法を修行して、専ら天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院、佛法に歸しおはしまして、國郡數神に裁たり、田園多く佛聖に寄せらる。依りて三寶も國

家を守り給ふべし。神明も帝祚を捨て給はんや。其上此の京は、桓武天皇の御宇、延暦十三年十月廿一日、長岡の京より遷されて後、弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、此の京は無爲なり。其の後帝王二十五代、星霜三百四十七年の春秋を送れり。其の間にも朱雀院の御宇には將門純友東西に亂逆をなし、後冷泉の御世には、貞任宗任兄弟謀反を企て、或は八箇國を従へて八箇年合戦し、或は陸奥に支へて、十二年まで防ぎ戦ひしかども、敢て都の亂にならず、終に皇化に遵ひき。されば、今も誰人か此の京を滅し、何者か我が君を傾けん。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて、京都を守り、北には

賀茂大明神、天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等、光を雙べて日夜に詰番し、禁園を守り給ふ。縦令逆臣亂をなすとも、争でか靈神の助なかるべきと、憑もしげにぞ宣ひける。

主上三條殿行幸附官軍勢汰事

さる程に、内裏は高松殿なりしかば、分内狭くて便宜悪しかりなんとて、俄に東三條殿へ行幸成る。主上は御引直衣にて、腰輿に召さる。紳璽寶劔を取りて、御輿に入れ進らせらる。御供の人々には、關白殿、内大臣實能、左衛門督基實、右衛門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部、

大輔雅頼、大外記師季等なり。武士の名字は註すに及ばず。其の時義朝を御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折身帽子引立て、脇楯ばかりに太刀帶きたり。少納言入道を以て、軍の様を召し問はる。義朝畏りて申しけるは、合戦の術様々に突へども、即時に敵を従へ、立所に利を得る事、夜討に過ぎたる事候はず。就中南都より衆徒太勢にて、吉野十津河の者共を召し具して、千餘騎にて今夜宇治に着き、明朝入洛仕る由聞え候。敵に勢の屬かぬ前に押し寄せ候はん。内裏をば清盛などに守護せさせられ候へ。義朝は罷り向ひて、忽に勝負を決し候はんとぞ進みける。信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色を承りて申しけ

るは、此の議尤も然るべし。詩歌管絃は臣家の翫ぶ所なりといへども、それ猶味し。況や武藝の道に於てをや。一向汝が計ひたるべし。誠に先ずる時は人を制す、後にする時は人に制せらるといへば、今夜の發向尤なり。然らば清盛を留めん事も然るべからず。武士は皆々罷り向ふべし。朝威を輕しめ奉る者、豈に天命に背かざらんや。早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先づ日來申す所の昇殿シヤウテンに於ては、疑あるべからずと申されければ、義朝、合戦の場ニハに罷り出て、何ぞ餘命を存せん。只今昇殿仕りて、冥途の思出にせんとて、押して階上へ上りければ、信西シノヘは如何と制しけり。主上是を御覽じて、御入興ミフキヨクありける

となり。十一日寅の刻、官軍既に院の御所へ押し寄する。折節東國より軍勢クンセイ上り合ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり。先づ鎌田ノ次郎正清を始として、後藤兵衛實基、近江國には佐々木ノ源三八島ノ冠者、美濃國には平野ノ大夫、吉野ノ太郎、尾張國には眞熱田大宮司が奉る家の子郎等、三河國には志多良、中條、遠江國には横地、勝俣井ノ八郎、駿河國には入江ノ右馬ノ允、高階ノ十郎、興津ノ四郎、蒲原ノ五郎、伊豆には狩野ノ工藤四郎親光、同じき五郎親成、相模には大庭ノ平太景吉、同じき三郎景親、山ノ内須藤刑部ノ丞俊通、其子瀧口俊綱、海老名ノ源八季定、秦野ノ次郎延景、荻野四郎忠義、安房には安西アンサイ、金餘カナヨリ、沼ノ平太、丸ノ太郎、武藏には豊島ノ四郎、

中條、新五、新六、成田、太郎、箱田、次郎、河上、三郎、別府、次郎、奈良、三郎、玉井、四郎、長井、齋藤、別當、眞盛、同じき三郎、眞員、横山、悪次、悪五、平山、相原、兒玉、に庄、太郎、猪、股、に岡部、六彌、太、村山、に金子、十郎、家忠、山口、六郎、仙波、七郎、高家、に河越、師岡、秩父、武者、上總、には介、八郎、下總、には千葉、介、經胤、上野、には瀨下、太郎、物射、五郎、岡本、介、名波、太郎、下野、には八田、四郎、足利、太郎、常陸、には中宮、三郎、關、二郎、甲斐、には鹽見、五郎、同じき六郎、信濃、には海野、望月、諏訪、時、桑原、安藤、木曾、中太、彌中太、根、井、大彌、太、根津、神平、靜妻、小二郎、片桐、小八郎、太夫、熊坂、四郎、を始として三百餘騎とぞ註したる。清盛に相從ふ人々に

は、弟常陸、介頼盛、淡路、守教盛、大夫經盛、嫡子中務、少輔重盛、次男安藝、判官基盛、郎等には筑後、左衛門家貞、其子左兵衛、尉貞能、與三兵衛景安、民部、大輔爲長、其子太郎爲憲、河内國、には草刈部、十郎大夫定宣、瀧口家綱、同瀧口太郎家次、伊勢國、には古市、伊藤武者景綱、同伊藤五忠清、伊藤六忠直、伊賀、には山田、小三郎惟之、備前國の住人難波、三郎經房、備中國の住人瀬尾、太郎兼康を始として、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相從ふ兵誰誰ぞ。先づ渡邊黨に省播磨、次郎、授薩摩、兵衛、連源太、與右馬、允、競瀧口、丁七唱を始として、二百騎ばかりなり。佐渡、式部、大輔重成百騎、陸奥、新判官義康百騎、出羽、判官光信百騎、周防、判

官季實五十騎、隱岐、判官惟重七十餘騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

保元物語卷之一終

保元物語卷之二

◎ 義朝白河殿夜討事

白河殿には、斯とも知召シロシメさかりしかば、左大臣殿、武者所の親久を召れて、内裏の様見て參れと仰せければ、親久即ち馳せ歸り、官軍既に寄せ候ふと申すもはてねば、先陣既に馳せ來る。其の時、鎮西八郎申しけるは、爲朝が千たび申しつるは、イカあつと怒りけれども、力及ばず。爲朝を勇ませんため^ニにや、俄サモクに除自行はれて、安弘、藏人たるべき由仰せけり。八郎是は何といふ事ぞ、敵既に寄せ來るに、ハヤク方々の手分をこそせられん

保元物語

すれ。只今の除国物忽なり。人々は何にも成り給へ、爲朝は今日
 旧の藏人を呼ばれても向かせん、只元の鎮西八郎にて候はんと
 を申しける。さる程に下野守義朝は二條を東へ發向す、安藝守
 清盛も同じく續きて寄せけるが、朝くれば十一日東塞りなる
 うへ、朝日に向ひて弓引かん事恐れありとて、三條へ打ち下り、
 河源を馳せ渡して、東の堤をのぼりに北に向ひてぞ歩ませける。
 下野守は大炊の御門河源に、前に馬の驅り場を殘して、河より
 西に、東頭カシラにひかへたり。新院の御所にも、敵既に西南の河源に
 鯢波イサナを作りて攻め來れば、爲義以下の武士、各固めたる門々よ
 り驅け出でけり。判官が手には、四郎左衛門頼賢と、八郎爲朝

と、先陣を争ひて、既に珍事に及ばんとす。頼賢思ひけるは、
 今子供の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば、誰かは懸
 らんといふ。爲朝は又、恐らくは弓矢取りても打物取りても我
 こそあらめ、其の上判官も軍の奉行を仕らせらるる上は、我こ
 そあらめと論じけるが、暫く思案して、兄達をも蔑ナイガシロにする辭
 者トモとて、親に不孝フコウせられしが、適タタま勘當カウ放されたる身の、父の
 前にて況シと洗シを論せん事、悪しかりなんと思ひければ、所詮誰
 かを懸けさせ給へ。強からん所をば、幾度も承りて支へ奉らえ
 ばぞ申しける。四郎左衛門之を聞も答めず、則ち西の川原へ出
 向ふ。紺村濃コンムラノの首垂ヒタケに、月敷ツキカネといふ鏡の、朽葉色の唐綾にて威オ

源文著島珍袖

したるを着、二十四差したる大中黒の矢、頭高カシラダカに負ひなし、重
 簾の弓真中取りて、月毛なる馬に、鏡鞍カミシヅラ置きてぞ乗りたりける。
 大炊の御門を西へ向ひて防ぎけるが、爰を寄するは源氏か平家
 か、名乗れ聞かん、かく申すは六條判官爲義が四男、前左衛門
 尉頼賢とぞ名乗りける。河向カハムカヒに答へて曰く、下野守殿の郎等、
 相模國の住人首藤刑部承俊通が子息瀧口俊綱、先陣を承りて候
 ふと申せば、偕は一家の郎等ござんなれ、汝を射るにあらず、大
 將軍を射るなりとて、川越に矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知
 らず、矢面ヤオモテに進みたる者二騎射落されぬ。四郎左衛門も、内兜
 を射させて引き退く。下野守は、矢合ヤアヒせに郎等を射させて、安

からず思はれければ、既に懸らんとし給へば、鎌田次郎正清繼
 に取り附きて、爰は大將軍の懸けさせ給ふ所にて候はず、千騎
 が百騎、百騎が十騎になりてこそ打ちも出させ給はめ、と申し
 けれども、猶懸けんとし給ふ間、歩立カチダテの兵八十餘人ありけるを
 招き寄せて、此の由をいひ含め、大將軍を守護せさせ、正清馬
 に打ち乗りて、真先にこそ進みけれ。安藝守は、二條川原の東
 堤の西に向ひて控へたり。其の勢の中より五十騎ばかり、先陣
 に進みて押し寄せたり。爰を固めたまふは誰人ぞ、名乗らせ給
 へ、かく申すは安藝守殿の郎等に、伊勢國の住人故市伊藤武者
 景綱、同じく伊藤五、伊藤六とぞ名乗りける。八郎之を聞き、

汝が主の清盛をだにあはぬ敵と思ふなり。平家は柏原天皇(桓武)の御末なれども、時代久しくなり下れりサガ。源氏は誰かは知らぬ。清和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代、八幡殿の孫六條判官爲義が八男、鎮西八郎爲朝ぞ。景綱ならば引き退けとぞ宣ひける。景綱、昔より源平兩家天下の武將として、達敷の輩を討つに、兩家の郎等大將を射る事互に是あり。同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり。其の故は伊勢國鈴鹿山の強盜の張本、小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし。下薦グザラフの射る矢、立つか立たぬか御覽せよとて、能つ引いて射たれども、爲朝之を事ともせず、叶はぬ敵と思へども、

汝が詞のやさしきに、矢一つ賜はらん。受けて見よ。且つは今生シマウメシの面目、又は後生ゴシヤウの思出にもせよとて、三年竹の節フシチカ近なるを少し押し磨きて、山鳥の尾を以てはきたるに、七寸五分の丸根の篋ノチカ中過ぎて、篋代ノシロのあるを打ちくはせ、暫く持タモつてひやうとと射る。真先マツサキに進みたる伊藤六が、胸板かけず射徹トホし、餘る矢が、伊藤五が射向イムカの袖に、裏返してぞ立ちたりける。六郎は矢場に落ちて死シニにけり。伊藤五此の矢を折りかけて、大將軍の前に参りて、八郎御曹司の矢御覽候へ、凡夫の所爲とも覺え候はず。六郎既に死候シニひぬと申せば、安藝守を始め、此の矢を見る兵共ツハモノトモ、皆舌を振ひてぞ恐れける。景綱申しけるは、彼の先祖

八幡殿、後三年の合戦の時、出羽、國金澤の城にて、武則が申しけるは、君の御矢ツマに中る者、鎧兜トホを射徹トホされずといふ事なし。抑も君の御弓勢ボウシを、たしかに拜み奉らばやと望みければ、義家カミ輩能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、六重ムツを射徹し給ひければ、鬼神キミジンの變化ヘンゲとぞ恐れける。是より彌よ兵共歸服しけりと申し傳へて、聞くばかりなり。眼前にかゝる弓勢も侍るにや、あな怖しとぞおぢあへる。かく口々にいはれて、大將宣ひけるは、必ず清盛が此の門を承りて向ひたるにもあらず、何となく押し寄せたるにてこそあれ。何方イッカタへも寄せよかし。さらば東の門かたあれば、兵皆それも此の門近く候へば、若し同人や固めて候ふ

らん。只北の門へ向はせ給へといへば、さもいはれたり、今は程なく夜も明けなんす。然れば小勢に大勢懸け立られんも、見苦しかりなんとて引退く所に、嫡子チヤクシ中務少輔重盛生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉オモカサ威の鎧に、白星カブトの兜カブトを着、二十四差したる中黒の矢負ひ、二所籐の弓持ちて、黄河原キガハチ毛なる馬に乗り、進み出て、敕令を蒙りて罷り向ひたる者が、敵陣こはしとて引き返す様サマやあるべき。續けや若者共とて、驅け出られけるを、清盛之を見て、あるべうもなし、あれ制せよ者ども。爲朝ユシが弓勢ユシは目に見えたる事ぞかし。あやまちすなと宣ひければ、兵ども前に驅け塞りければ、力なく京極をのばりに、春日表の門へぞ寄

せられける。爰に安藝守の郎等に、伊賀國の住人山田小三郎伊行コレユキといふは、又なき剛の者、かたかはやぶりの猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て、さればとて、矢一筋に恐れて、向ひたる陣を引くことやある。たとへ、筑紫八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよもや徹トホらじ。五代傳へて軍に逢ふ事十五箇度、我が手に取りても度々多くの矢どもを受けしかど、いまだ裏をばかぬものを。人々見給へ、八郎殿の矢一つ受けて、物語にせんとて驅け出づれば、愚オロコの高名はせぬに如かず、無益ムヤクなりと、同僚レウども制すれども、本より言ひつる言葉をかへさぬ男にて、夜明け後ハツガイに傍輩ハツガイの八郎の、いで矢目見ヤメんといはんには、何とか

其の時答ふべき然れば。日來の高名も失せなん事の無念なれば、よし／＼人は續かずとも、己オンれ證人に立つべしとて、下人ゲニン一人相具して、黒革威の鎧に、同じ毛の五枚兜を猪頸イノクビに着、十八差したる染羽ソメハの矢負ひ、塗籠ヌリコメドウ藤の弓持ち、鹿毛カゲなる馬に黒鞍置きて乗りたりけり。門前に馬を懸け据ゑ、物其の物にはおらねども、安藝守の郎等、伊賀國の住人山田小三郎伊行、生年廿八、堀河院の御宇、嘉承三年正月廿六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先マツサキ懸けて、公家コウケにも知られ奉りし、山田庄司行末が孫なり。山賊強盜を搦め取る事は數を知らず、合戦ニハの場にも度々に及びて、高名仕りたる者ぞかし。承り及ぶ、八郎御曹司

を一目見奉らばやと申しければ、爲朝イチサキヤウ一定きやつは引き設けて
 ぞ言ふらん、一の矢をば射させんず、二の矢を番ツガはん所を射落
 さんず、同じくは矢のたまらん所を、我が弓勢を敵に見せんと
 宣ひて、白蘆毛シラアシゲなる馬に、金覆輪キンフクリンの鞍置きて乗りたりけるが、
 驅け出で、鎮西八郎チンサイハチロウ此ココにありと名乗り給ふ所を、本より引き設
 けたる箭なれば、弦音ツルネ高く切りて發つ。御曹司の弓手の草摺クサヅリを
 縫ヌヒ様にぞ射切りたる。一の矢を射損じて、二の矢を番ふ所を、
 爲朝能つ引いてひやうと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧
 の草摺を尻輪懸けて、矢先三寸餘りぞ射通したる。暫しは矢に
 かせがれて、たまる様ヤマにぞ見えし、即ち弓手の方へ眞倒マコトカサマに落
 つれば、鎌は鞍に留りて、馬は河原へ馳せ行けば、下人つと馳
 せ寄り、主を肩ヒツカに引懸けて、御方ミカタの陣へぞ歸りける。寄手の兵
 之を見て、彌よ此の門へ向ふ者こそなかりけれ。

白河殿チ攻落ス事

さる程に夜も漸く明け行くに、主ヌシもなき離れ馬、源氏の陣へ驅
 け入りたり。鎌田次郎之を取らせて見るに、鞍クラツツ壺ツツに血たまり、
 前輪マエワは破れて、尻輪シッワに鑿ノミの如くなる鎌留ヤシれり。之を大將軍に見
 せ奉りて、今夜筑紫御曹司の遊されてありげに候。あないかめ
 しの御弓勢ミユツゼイやと申しければ、義朝、八郎は今年コトシ十八九の者にて
 こそあれ、未だ力もかたまらじ。それは敵を嚇オホさんとして作りて

こそ放ちけめ。それには臆すべからず。汝向ひて一當あて、見よと宣へば、さ承り候ふとて、正清百騎ばかりにて押し寄せ、下野守の郎等に、相模國の住人鎌田次郎正清と名乗りければ、さては一家の郎從ラウジンごさんなれ、大將軍の矢面ヤオモテをば引き退けと宣へば、本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり。違勅の人々討ち取りて、高名せよや者共といひも果てず、能つ引いて發つ矢が、御曹司の半頭ハツブにからりと中りて、兜のしころに射附けたり。爲朝餘りに腹を立て、此の矢をかいかなくりて投げ捨て、己程オレホドの者をば矢たふなに、手取にせんとて驅け給へば、須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎續きたる。正清叶は

じとや思ひけん、百騎の勢を引き具して、川原を下りに五町ばかり、ふるひく逃げたりけり。御曹司は弓をば脇カイハに搔挟み、大手をひろげて、何處ドコまでくと追はれけるが、さのみ長追なせそ。判官殿は心こそ猛くおはしませども、年若い給ひぬ。残りの人々は口はきき給へども、さのみ心にくからず。小勢にて門破らるな。かへせやとて引き返す。鎌田は河原を西へ引かば、大將軍の陣の前、敵の追ひ駈けんも悪しかりなと思ひて、真下クマりに逃げたりけるが、敵引き返すと見てければ、川を直達スチカヒに馳せ渡して、遁れ参つて候。坂東にて多くの軍に逢ひて候へども、是れ程軍立イクサマデはげしき敵にいまだあはず候。雷電などの落ち懸ら

んば、事の數にも候はじと申しければ、義朝、それは聞ゆる者と思ひて怖おそづればこそあらめ。八郎は筑紫生立ソノチにて、船の中にて遠矢を射、徒立カチダチなどは知らず。馬上の業は坂東武者にはいかで及ばん。馳せ雙べて組めや者どもと下知ゲヂせられければ、相模國の住人須藤刑部、承俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野、次郎延景等を始として、二百餘騎にて追懸オツカけたり。爲朝實莊嚴院ハツシヤウエンの西うらにて返し合せて、火出づる程を戦ひたる。大將は赤地の錦の直垂に、黒絲威の鎧に、鍬形クワガタ打ちたる兜を着、黒馬に黒鞍置きて乗つたりけり。燈籠張りフンバつつ立ちあがり、大音揚げて、清和天皇九代の後胤、下野、守源、義朝、大將軍の勅命

を蒙りて罷り向ふ。若し一家の氏族ならば、速に陣を開きて退散すべしとぞ宣ひける。爲朝聞もあへず、嚴親判官殿、院宣を蒙り給ひて、御方ミカタの大將軍たる、其の代官として、鎮西八郎爲朝、一陣を承りて固めたりとぞ答へける。義朝重ねて、さては遙の弟ござんなれ。汝兄に向ひて弓引かん事冥加なきにあらずや。且つは宣旨の御使なり。禮儀を存せば、弓をふせて降参仕れとぞ申されける。爲朝又、兄に向ひて弓引かんが冥加なしとは理コトワリなり。正しく院宣を蒙りたる父に向ひて、弓引き給ふは如何と申されければ、義朝道理にや詰ツめられけん、其の後は音もせず。武藏相模のはやりをの者どもが、幕マツ地に打つて懸るを、

爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、懸け隔てられては、判官のため悪しかりなと思ひて、門の内へ引き退く。敵之を見て、防ぎかねて引くとや思ひけん、勝ちに乗りて門の際まで攻め附けて、入れ替へく揉んだりけり。爰に爲朝敵の勢ごしに見れば、大將義朝、大の男の大なる馬に乗りたり。人に勝れて軍の下知せんとして、突立ち上りたる内兜、誠に射よげに見えければ、願ふ所の幸、得たりと悦びて、件の大矢を打ち番ひ、只だ一矢に射落さんと打ち揚げけるが、待てしばし、弓矢取る身の謀、汝は内の御方へ參れ、我は院方へ參らん。汝負けば懸め、助けん。我負けば汝を懸まんなど約束して、父子立ち別れ

てかおはすらんと思案して、番ひたる矢を指しはづす、遠慮の程こそ神妙なれ。すべて八郎の矢に中る者、助かる者ぞなかりける。されば罪造りとや思はれけん、名乗りて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。長井、齋藤別當眞盛、弟三郎眞員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下宗徒の兵、攻め入りく戦ひければ、悪七別當、手取、與次、高間、三郎、同じく四郎、吉田、太郎以下、爰を前途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に、手取、與次ぞ懸け合ひける。與次は若武者なり、景重は老武者なるうへ、戦疲れて既に危く見えける所を、秩父行成馳せ合ひて、能く引いて放つ矢に、與次が妻手の草摺のはづれを射させて引き退け

ば、景重勝ちに乗りてぞ懸け入りける。御曹司、首藤九郎を召して、敵は大勢なり、若し矢種盡きて打物ウチモノにならば、一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ。坂東武者の習ひ、大將軍の前にては、親死に子討たるれども願みず、彌イハが上に死重りて戦ふとぞ聞く。いざさらば、大將に矢風負せて、引き退げんと思ふは如何にと宣へば、家未、然るべく候。但し御誤り候はんと申しければ、何條さる事あるべき。爲朝が手本テモトは覺ゆるものをとて、例の大矢を打ち番ひ、固めてひやうと射る。思ひの矢坪を誤らず、下野守の兜の星を射削りて、餘る矢が寶莊嚴院の門の方立ハツダテに、篋中シツナカせめてぞ立ちたりける。其の時義朝手綱搔い繰り

打ち向ひ、汝は聞及ぶにも似ず、無下ムゲに手こそ粗アラけれと宣へば、爲朝兄にて渡らせ給ふ上、存する旨ありてかくは仕り候へども、誠に御免を蒙らば、二の矢を仕らん。真向、内兜は恐れも候。障子の板か、梅檀ヒメダニ、弦走ツルハシか、胸板の真中か、草摺クサヅリならば、一ノ板とも二ノ板とも、矢坪を鎧に承りて仕らんとて、既に箭取りて番はれける所に、上野國の住人深巢ノ七郎清國、つと懸け寄せければ、爲朝之を弓手に相受けてハタと射る。清國が兜の三の板より直達スガカヒに、左の小耳の根へ、篋中シツナカばかり射込まれたれば、暫くもたまらず死シニにけり。首藤九郎落ち合ひて、深巢が首をば取りてけり。之をも事ともせず、我れ先にと懸けゝる中に、相模國

の住人、大庭ノ平太景能、同じく三郎景親、眞前に進みて申しけるは、八幡殿、後三年の合戦に、出羽ノ國金澤の城を攻め給ひし時、十六歳にして軍の眞前駆け、鳥海三郎に左の眼を兜の鉢附の板に射附けられながら、答の矢を射返して、其の敵を取りし鎌倉ノ權五郎景政が末葉、大庭ノ平太景義、同じく三郎景親とぞ名乗りたる。御曹司之を聞き給ひ、西國の者共には、皆手なみの程を見せたれども、東國の兵には今日始めての軍なり、征矢をば度々射たりしが、鏑矢にて射ばやと、續いて、目九つ指したる鏑の、目柱には角を立て、風返し厚く剝らせて、金巻に朱差したるが、普通の墓目程なるに、手先六寸しのぎを立て、前一

寸には鏑背にも刃をぞ附けたりける。鏑より上十五束ありけるを取りて番ひ、ぐさと引きて發されたれば、御所中に響きて長鳴し、五六段許に控へたる、大庭ノ平太が左の膝を、片手切にふつと射切り、馬の太腹かけす洞りければ、鏑は碎けて散りにけり。馬は屏風を倒す如く、がばと倒るれば、主は前へぞあまされける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛下り、兄を肩に引懸けて、四五町許を引きたりける。武藏國の住人豊島ノ四郎も、首藤九郎に弓手の太股を射させ、安房國の住人丸ノ太郎も、鬼田ノ與三に脇立射させて引き退く。中條新五、新六、成田ノ太郎、箱田ノ次郎、奈良ノ三郎、岩下太郎、別府ノ次郎、玉井ノ三郎以下、入

れ替へく攻め戦ひ、各分捕し、皆手負ひて引き退く處に、黒革絨の鎧、高角タカツノ打つたる兜を着、糟毛カスケなる馬に乗り、悪七別當と名乗りて懸け出でたり。海老名源八馳せ合ひて戦ひけるが、草摺のはづれを射させてひるむ所を、齋藤別當透間スヤマもなく懸け寄せたり。悪七別當太刀を抜きて齋藤が兜の鉢を丁と打つ。うたれながら實盛、内兜へ切先キツサキ上りに打ち込みければ、過たず悪七別當が首は前にぞ落ちたりける。眞盛此の首を収りて、太刀の先に貫き指し舉げて、利仁將軍トシヒト十七代の後胤、武藏國の住人齋藤別當眞盛、生年三十一、軍をばかくこそすれ。我と思はん人々は、寄り合へやくとぞ呼はりける。金子、十郎は、滋目シメ結

の直垂に、裾繩目フシナメの鎧着て、鹿毛カゲなる馬に黒鞍置きて乗りたるが、矢種は皆射盡して、太刀を抜きて眞甲にあて、武藏國の住人金子、十郎家忠十九歳、軍は今日ぞ始めなる。御曹司の御内に、我と思はん兵ツハモンは、出であへやとぞ名乗りたる。八郎宣ひけるは、悪い剛ミラの者かな、我が矢頃ヤサに寄せて控へたり。只一矢に射落さと思へども、餘りに優ヤサしければ、誰かある、あれ提ヒツサげて參れ。一目見んとありしかば、木蘭地モクランヂの直垂に、紫革の腹巻着、栗毛なる馬に乗り、高間、四郎と名乗りて、押し雙びて組みて落つ。高間は、兄弟共に聞ゆる大方なるを、家忠上になりて、押へて首をかゝんとする處に、高間、三郎落ち重りて弟を討たせじと、

金子が兜を引き仰け、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷きつめ、上なる敵の弓手の草摺引き揚げ寄つ返して、柄も拳も徹れ〜と三刀指して、ひるむ所に、下なる敵の首を取り、太刀のさきに差し揚げて、此の頃鬼神と聞え給ふ筑紫御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば、家忠討ち取りたりとぞ呼はりける。家末之を見て、安からず思ひければ、射落さんとて追つ懸けゝる處を、八郎、いかに首藤、あたら兵を助けて置き、今度の軍に打ち勝ちなば、爲朝が郎等にせんするぞとこそ宣ひけれ。金子餘りに剛なれば、軍神にや守られけん、又なき高名仕り、極めて不思議の命助りて、大將までぞ譽められけ

る。常陸國の住人中宮三郎、同國の住人關次郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて懸け入れば、三町礫、紀平次大夫、大矢、新三郎以下防ぎけるが、新三郎は、仙波七郎に弓手の肩をさられ、紀平次大夫は、山口六郎に右の腕打ち落されて引つ返す。美濃國の住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名乗りて懸け入りける所を、御曹司件の大鎧を以てひやうと射給ふが、高紐に弦やせかれけん、思ふ矢坪に下りつゝ、平野平太が左の脇當を射切られて、馬の太腹あなたへつと射通さるれば、眞逆に倒れたり。甲斐國の住人鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將も是等を見給ひて、少し攻めあくんでぞ思はれける。其の

時信濃國の住人根ノ井大彌太、藍摺アサギの直垂に、卯花緘の鎧に星白の兜を着、佐目サメなる馬に乗りたるが、進み出で、申しけるは、軍に人の討るゝとて、敵に息を繼せんには、いつか勝負を決すべし。其の上我等は餌エを求むる鷹の如し、凶徒は鷹に恐る雉にあらずや。いざや駈けん殿原とて、真先に進めば、續く兵誰々ぞ。同國の住人海野ウヰノ太郎、望月ノ三郎、諏訪ノ平五、進藤武者、桑原安藤次、安藤三、木曾ノ中太、彌中太、根津ノ神平、志妻ノ小次郎、熊坂四郎を始として、二十七騎を駈けたりける。門の中へ攻め入りて、散々に戦ひければ、手取ノ與次、鬼田ノ與三、松浦ノ小次郎も討れにけり。すべて爲朝の憑思タシはれたる二十八騎の兵、二十三

人討れて、大畧手をぞ負ひたりける。寄手も究竟の兵五十三騎討れて、七十餘人手負ひたり。敵魚鱗に駈け破らんとすれば、御方ミカタ鶴翼に連りて射しらまかす、御方陽に開きて圍まんとすれども、敵陰に閉ちて圍まれず、黄石公が傳ふる所、吳子孫子が秘する所、互に知りたる道なれば、敵も散らず御方も引かず、されば千騎が十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。兵庫頭頼政の手にも、渡邊黨ハナツに省、授サツク、連ツラヌの源太、競キツの瀧口を始として、東の門へ押し寄せて揉みに揉んで、攻入れば、平馬ノ助忠正、多田ノ藏人大夫頼憲、爰を先途と防ぎ戦ふ。西の門をば六條判官爲義、張絹ハリギヌの直垂に、薄金といふ緋緘ヒヤクシの鎧に、鍬形打ち

たる兜を着、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍置きてぞ乗られたる。五人の子共前後に立ちて駆け出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。其の外自餘の陣々にも、互に入り亂れて、追ひつ返しつ戦ひけれども、いまだ勝負をなかりける。其の時義朝使者を内裏に進らせて、夜中に勝負を決せんと揉に揉んで攻め候へども、敵も堅く防ぎて破り難く候。今は火をかけざらん外は、利あるべしとも覺え候はず。但し法勝寺なども風下に候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんずらん、其の段救定に隨ふべしと申上げられたりしかば、少納言入道承りて、義朝誠に神妙なり。但し君の君にて渡らせ給はゞ、法勝寺程の伽藍をば

即時に建立せらるべし。努々それに恐る可らず。只急速に凶徒誅戮の謀を廻すべし、と仰せ下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火をかけしかば、西風烈しき折節にてはあり。即ち院の御所へ猛火夥しく吹き懸りたれば、院中の上臈、女房、乳母、童は方角を失ひて、呼ばり叫びて迷ひあへるに、武士も是が足手纏にて、進退更に自在ならず、落ち行く人の有様は、峰の嵐に誘はるゝ、冬の木葉に異ならず。

新院左府御没落事

さる程に右衛門大夫家弘、其の子中宮侍長光弘、馬に乗りながら、春日表の小門より馳せ参り、官軍雲霞の如く攻め來り候

ふ上、猛火既に御所に掩ひ候。今は叶はせ給ふべからず。急ぎ
 何方へも御開き候ふべしと申せば、只今出で來りたる事の様に、
 上皇(崇徳)は東西を失ひて御仰天あれば、左府(賴長)は前後に迷ひて、
 只汝今度の命助けよとばかりぞ宣ひける。即ち四位の少將を召
 して、御劔を賜ひ、成隆朝臣之を賜りて帶れたり。上皇も早御
 馬に召されたりけるが、餘りに危く見えさせ給へば、藏人信實、
 御馬の尻に乗りて抱き進らす。左大臣殿の御馬の尻には、四位、
 少將乗りて抱き奉りけり。東の門より御出ありて、北白河を指
 して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけん、流矢一筋來り
 て、左大臣殿の御首の骨に立つ。成隆之を抜きて捨てたりけれ

ども、血のはしる事、水彈(ミツハツキ)を以て水を弾くに異ならず。されば
 笠をも踏み得ず、手綱をも取り得給はずして、眞倒(マツカサ)に落ち給
 へば、成隆朝臣も落ちてける。式部、大輔盛憲、左府の御首を膝
 にかき載せ、袖を御面に掩ひて泣き居たり。藏人、大夫經憲も馳
 せ來りて、抱附き奉りけれども甲斐もなし。延頼は松が崎の方
 へ落ち行きけるが、之を見奉りて、甲冑を脱ぎ捨て、經憲と共に、
 小家のありけるに昇き入れ進らせて、先づ劔の口を灸し奉
 りけれども叶はず、次第に弱り給ひけり。矢目を見れば、御喉
 の下より左の御耳の上へを通りける。逆に矢の立ちけるこそ不
 思議なれ。神矢なるかとぞ覺えし。血も更に止らずして、白青(シラアヲ)

の御狩衣、朱アケに染るばかりなり。御目はいまだ働けども、物をも更に宣はず、さらば暫く休め奉らんと思へども、判官の領圓リヤツ覺寺へ發向する由聞えければ、斯ては如何とて、經憲車取り寄せて昇き載せ進らせ、嵯峨の方へぞ赴きける。漸く嵯峨に至りて、經憲が墓所の住僧を尋ねれども、無かりければ、荒れたる坊に入れ奉りて、此の夜は爰にぞ明しける。

新院御出家事

さる程に新院は爲義を始として、家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山ニヨイサンへ入らせ給ふ。山路險クハシしくして難所多ければ、御馬を止めて、御歩行オシカチにてぞ登らせ給ひける。御供の人々御手を

を援タき、御腰を推し奉りけれども、いつ習はしの御事なれば、御足より血流れて、歩み煩ひ給ひけり。只夢路をたどる御心地して、即ち絶え入らせ給ひけり。人々並み居て守り奉りけるに、はや御目昏れけるにや、人やあると召されければ、皆聲々に名乗けり。水やあると召されければ、我もくと求むれどもなかりけり。然るに法師の水ミヅ瓶ガマを持ちて、寺の方へ通りけるを、家弘乞ひ請けて進らせけり。是に少し御氣色直りて見えさせ給へば、各、官軍定めて追ひ來り候はん。如何にも急がせ給へと申せば、武士共は皆何地へも落ち行くべし。朕ボクは如何にも叶はねば、先づ爰にて休むべし。若し兵追ひ來らば、手を合せて降を乞ひ

ても、命ばかりは助りなんと仰せなりけれども、判官を始として、各命を君に進らせぬる上は、何方へか罷り候ふべき。東國などへ御開き候はゞ、何處までも御供仕り、御行末を見果て進らせんと申しければ、我もさこそは思ひしかども、今は何とも叶ひ難し。汝等は疾く退散して、命を助かるべし。各、かくて侍らば、御命をも敵に奪はれなんと、再三強ひて仰せければ、此の上は却りて恐れありとて、諸將皆鎧の袖をぞ濡しける。斯て叶ふべきならねば、皆散々になりにけり。爲義、忠正は、三井寺の方へぞ落ち行きける。家弘、光弘ばかり残り留りて、谷の方へ引き下し進らせて、御上に柴折オホり懸け奉り、日の暮るゝ

をぞ相待ちける。御出家ありたきよしの仰なりけれども、此の山中にては叶ひ難きよし申上ぐれば、御涙にむせばせ給ふぞ忝き。日暮れければ、家弘父子して肩に引つ懸け進らせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊トシゴにて、年來知りたる處に行きて、輿を借りて乗せ奉りて、何處へ仕るべきと申しければ、阿波、局の許へと仰せありしかば、家弘習はぬ業に、二條を西へ大宮まで入れ奉りつれども、門戸を閉ぢて人音もなし。さらば左京、大夫が許へと仰せらるれば、大宮をくだりに三條坊門まで昇き奉れば、教長卿は、此の曉白河殿の烟の中を迷ひ出で給ひて後は、其の行方を知らざりければ、残り留る者共、皆逃げ失せて人もなし。

さらば少輔内侍が許へとて、入れ進らせけれども、それも、昨日今日の世間なれば、諸事にむつかしくやありけん、敲けども音もせず。世界廣しといへども、立入らせ給ふべき處もなし。五畿七道も道狭くて、御身を寄すべき蔭もなく、東西南北塞りて、御幸なるべき所もなし。光弘等も習はぬ身に、終夜御輿を仕り、明けなば捕へ搦られて、如何なる憂目を見んずらんと、心細く思へども、山中にて水きこしめしつるばかりなれば、兎角して知足院の方へ御幸なし奉り、怪しげなる僧房に入れ進らせて、おも湯などをぞ差め奉りける。上皇是にて懸て御髪おろさせ給ひければ、光弘も髻切りてけり。斯くては終にあしかり

なん、何處へか渡御あるべきと申せば、仁和寺へこそゆかめ。それもよも入れられじ、只押へて輿をかき入れよとありしかば、御室へぞなし奉る。門主は故院(鳥羽)の御佛事のために、鳥羽殿へ御出ありけり。家弘は是より御暇申して、北山の方へ罷りけり。道にて修行者に行き逢ひしかば、之をかたらひ、戒保ちなどして、出家の形にぞなりにける。

朝敵ノ宿所焼拂フ事

さる程に七月十一日寅の刻に合戦始り、辰の時に白河殿破れて、新院も左大臣殿も、行方知らず落ちさせ給ひければ、未の刻に義朝、清盛内裏へ歸り参りて、此の由を奏聞す。其の體由々し

かりけり。藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速に其の功をいたすよし、叡感懇なり。即ち周防判官承りて、三條、烏丸新院御所へ馳せ向ひて焼き拂ふ。左府の壬生の亭をば、助經判官承りて、發向して火をかけ、り。同じ謀反人の宿所とも十二箇所、各檢非違使ども行き向ひて、追捕して焼き拂ふ。南都の方様未だ鎮らざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に宇治橋守護のために、周防判官季實を差し遣さる。今度の御合戦に、事故なく打ち勝たせ給ふ事、總ては伊勢太神宮、石清水八幡大菩薩の御加護とぞ覚えし。殊には日吉社ヒヨシノヤシロに祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を、七條座主宮堀河帝皇子 最靈法親王へ進らさせましましてけれ

ば、座主此の御願書を、大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎きて祈り申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申すに及ばず、満山の諸徳皆寶祚長久、凶徒退散のよしの祈請をぞ致しける。されば、山王七社も、官軍の方に立ち懸らせ給ひけるにや、頼賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵、爰を前途と防ぎ戦ひしかども、程なく攻め落されて、朝敵は風前の塵の如く、聖連は月と共にぞ開ける。昔し朱雀院の御宇承平年中に、平將門、八箇國を打ち靡けて、下總國相馬郡に都を建て、我が身を平親王と號して、百官をなし、諸司を召使ひけるが、剩へ都へ攻め上り、朝家を傾け奉らんとする由聞えければ、防戦に力盡き、追討に謀無し。

依りて佛神の擁護オウゴを憑ツクみて、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門其の精誠を抽ヌキでけり。其の時の天台座主尊意僧正は、不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して壇上に現じけるが、程なく討たれけるなり。權僧正は、其の勸賞ケンシヤウとぞ聞えし。總持院をば、鎮護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も、法驗何ぞ昔に替るべきとぞおぼえける。

關白殿復歸本官事

斯る所に宇治大相國(忠實のこと、忠通、賴長の父)は、新院打ち負け給ふと聞えければ、橋をひかせ、左府の公達キンダチ三人相具し給ひて、南都へ落

ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同く權寺主ツク之實、彼等が兄加賀冠者源賴憲に仰せて、寺中の惡僧、并に國民等を相語ひて、官軍を防ぐべし、忠あらん者には、不次の賞を行ふべしと披露せらる。剩へ興福寺權別當惠信法印は、關白殿(賴長)の御息オシヨなりしを、打ち奉らんなど議せられければ、忍び給ひて都へ逃げて上り給ふ。是は如何なる御企ぞや。此の入道殿をば君も重き事に思召し、世以て心惡く執ツクし奉る所に、年來關白に附けたる内覽、氏の長者をば抑へて、末子の左府に即け奉りて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引き出し給へども、關白殿(忠通)さておはしきまば、御身に於ては何の御怖畏オシツかあるべ

きに、君にたてあひ奉らんと御支度、以ての外の御誤なり。其の上今度、源平兩家の氏族、院宣を承りて、身命を捨て勵み戦ふといへども、十善の戒行重きに依りて、打勝ち給ふ所に、少しも違はぬ二の舞かな。天魔のたぶらかし奉るか。知らず、社の御咎を蒙り給ふかと、人唇を反して貶り参らせけり。同じく十一日夜に入りて、關白殿、本の如く氏の長者にならせ給ふ。去ぬる久安の頃、富家殿(忠實)の御計ひとして、左大臣になし給ひしが、今、本に復せしぞめでたかりし。子の刻ばかりに及びて、武士勸賞行はる。安藝守清盛をば播磨守に任じ、下野守義朝は左馬權頭(右衛門)になる。陸奥新判官義康は藏人になされて、即ち昇

殿を聽さる。義朝申しけるは此の官は先祖多田満仲法師始めてなりたりしかば、其の跡芳しく候へども、本は左馬助なり。今權頭に任ずる條、莫大の勳功に、更に面目とも覺えず、朝敵を討つ者は半國を賜はる。其の功世々に絶えずとこそ承はれ。其の上、今度は嚴親を背き、兄弟を捨て、一身御方に参りて合戦を致す事、自餘の輩に超えたり。是れ勅命の重きに依りて、背きがたき父に向ひて、弓を彎き、矢を放つ、全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れ、君命に従ふ上は、人に勝る恩賞、何ぞなからんやとぞ申しける。此の條尤も道理なりとて、中御門藤中納言家成卿の子息高季朝臣、左馬頭たりしを、左京大

夫に遷されて、義朝を左馬ノ頭にぞなされける。

左府薨去并大相國忠實御歎事

さる程に明くれば十二日、左大臣未だ目の働き給ひければ、富家殿に見せ奉らんとて、奈良へ下し進らせんとて、梅津の方へ赴く。小舟を借りて、柴木を上に取り掩ひ、桂河を下りに落し進らす。日暮れければ、其の夜は賀茂川尻に留りて、明くる十三日に木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限りに見え給へば、柞森の邊より、圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします入道殿に此の由申したりければ、即ち迎へ進らせたくは思召しけれども、餘りの御心憂さにやありけん、何と

か入道をも見んと思ふべき、我も見えんとも思はず。やをれ俊成よ、思ひても見よ、氏の長者たる程の者の、兵仗の先にかゝる事やある。左様に不運の者に、對面せん事よしなし。音にも聞かず、まして目にも見ざらん方に行けといふべしと仰もはてず、御涙に咽ばせ給ひけるこそ、御心中推量られて、誠に左こそ思召すらめと哀れなれ。俊成歸り参りて、此の由申しければ、左府打ち領かせ給ひて、懸て御氣色替らせ給ふが、御舌の尖を噬み切りて、吐き出させましましけり。如何なる事とも心得がたし。斯くては如何し奉らんと覺えければ、立顯得業(藤原顯盛子)の輿にかき乘せ進らせて、十四日奈良へ入れ申しけれども、我

が房は寺中にて、人目もつゝましとて、近きあたりの小屋に休め奉り、様々にいたはり進らせけれども、終に其の日午の刻許に御事されにけり。其の夜懸て般若野の五三昧に納れ奉る。藏人、大夫經憲、最期の御宮仕へ懇に仕り、即ち出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ、禪定院に参りて、ありつる御行跡ども、委しく語り申しければ、北政所、公達、皆泣き悲み給ふ事斜ならず。殿下は御手を顔に押しあて、やゝ久しく泣き給ひけるが、さるにても云ひ置きつる事はなかりつるか。如何に此の世に執心の留る事多かりけん。我が身のはかなくなるにつけても、子共の行末さこそ覺束なく思ひけめ。攝政關白をもせさせて、今一

度天下の事執り行はんを、見ばやとこそ思ひつるに、命存へてかゝることを見るも、前世の宿業か、合戦に出て命を惜まぬ兵も、必ずしも創を被る事なし。其の上今度は源平兩氏の輩も、然るべき者は一人も討れずとこそ聞け、其の外、月卿雲客北面まで、参り籠れる者多かりけるに、如何なれば左府一人、流矢に申りて命を失ふらん。如何なる者の放しけん矢にか中るらん。うたてさよ。但し漢高祖は三尺の劔を提げて、天下を治めしかども、淮南の黥布を討ちし時、流矢に申りて命を失ふ。彼を以て是を思ふに、定めて今生一世の事にあらじ、前世の宿業なるべし。竊に國史を勘ふるに、大臣誅を受くる事其の例多し。天

竺震旦をば暫く置き、日本我朝には、圓ツツラ大臣より始め其の數あり。圓大臣、雄略天皇に討たれ奉りてより以來、眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり。されども氏長者たる者、弓箭の尖サキに懸る様サマいまだ聞かず。あはれ取りも替ふるものならば、忠實が命に替へてまし。悲い哉蘇武が胡國に赴きしも、二たび漢家カンケ萬里の日に歸り、阮君ゲンケンが仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき。頼長一たび去りて、再會何れの時をか待たん。かひなき命だにあらば、たとひ不返の流罪ルザイに行はるとも、忽に失はるる事はよもあらじ、若し東國に謫居ダクキヨせば、津輕や蝦夷の奥まで

も、遠路を凌ぎて駒に鞭をも打ちてまし。若し西海に左遷せられば、鬼界が島のはてまでも、船に棹をもさすべきに、行きて歸らぬ別ほど、悲しき事はなきぞとよ。計らざりき、是れ程に老の心を惱すべしとはとて、御涙をせきあへさせ給はぬを、見奉るもあはれなり。左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官シキジハシクワンも故實を失ひ、帝闕も仙洞も朝儀廢スダれなんとす。世以て惜み奉る、誠に累代攝籙セツロクの家に生れて、萬機内覽の宣旨を蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給ひしが、如何ありけん、氏長者たりながら、神事疎にして威勢を募れば、我れ伴はざるよし、春日大明神の御託宣あり、神慮の末こそ怖しけれ。此の左府いまだ弱冠の御

時、仙洞にて通憲入道(信)と御物語の序に、入道攝家の御身は、朝家の御鑑(オシカ)にておはしませば、御學文あるべき由勸め申しけり。これに依りて、信西を師として讀書ありて、螢雪の功をぞ勵み給ひける。其の後左府、御病氣の由聞えしかば、入道訪(トブラヒ)のために、宇治殿へぞ参りたりける。聊か御心地よろしくおはしまししかば、臥しながら文談し給ひけるに、龜トと易トとの淺深を論じ給ひけり。左府龜ト深しと宣へば、通憲易ト深しと申すに依りて、御問答事廣くなりてや、久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて、今は御才學既に朝(チヤウ)に餘らせおはします、此の上は御學文あるべからず、若し猶

せさせ給は、御身の祟となるべしと申して出でにけり。御心にも此の事いみじと思召しけるにや、自ら御日記に遊ばしたる詞に曰く、先年於(チ)院可(ニ)學文(ニ)由(ツ)詵事(ハ)、予二十歳也。今病席論(ニ)十四歳也。中僅四年中、才智既蒙(ニ)彼許可(チ)都四年學文問、書卷毎(ニ)聞(ニ)彼諾(ガ)無(シ)忘事(ル)、今拭(チ)感涙(ニ)記(ス)此事(ト)と侍り。誠に信西の申されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましますばこそ、御兄法性寺殿を、詩歌は閑中の弄び、能書は賢才の好む所にあらずなどとして、直下と思し召されけめ。弟子を見る事師に如かずといふこと誠に明らけし。是れ御學文を止め申すにあらし、才智に誇り給ふ所をぞ戒め進らせけん。先づ御心、誠に

心ありて、麗しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何か
 すべて内外の鑽仰、只一心のためなり。調達が八萬歳を暗する。
 終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能人に勝れたりしも、國を
 滅す基たり。學者の心を用ゐること、只此の處に在るべし。さ
 れば孔子の詞にも、古の學者は己がためにす、今の學者は人の
 ためにすと宣へり。夏桀殷紂は、儒道に惡む輩、文書に眩る所
 なり。然れども能藝優長にして、才智人に勝れたり。依りて之
 を戒むる言葉に、智は能く諫を拒ぐに足り、言は即ち非を飾る
 に足り、人臣に矜るに能を以てし、天下に高ぶるに聲を以てす
 といへり。かやうの先言を思ふに、能才におはしまし、かども、

其の御心根に違ふ所のあればこそ、祖神の冥慮にも違ひて、身
 を滅し給ひけれ。

重成奉_レ敕奉_レ守護_ニ新院_ノ事

さる程に新院は、御室(覺性法親王)を頼み進らせられて、入らせ給ひ
 しかども、門跡には置き申されず、寛遍法務が房へぞ入れ進ら
 せられける。御室は五の宮にて渡らせ給へば、主上にも仙洞に
 も、御弟にておはしましけり。此の由五宮より内裏へ申された
 りければ、佐渡式部大輔重成を進らせられて、院を守護し奉ら
 れけり。餘りの御心うさにや、御心の留る事はましますまじけ
 れども、かくこそ思召し續け入る。

思ひきや身をうき雲となしはて、

嵐の風にまかすべしとは

憂きことのまどろむ程は忘られて

覺むれば夢の心地こそすれ

謀叛人各召捕事

新院近習の人々、或は遠國へ落ち行き、或は深山に逃げ隠れて、其の行方を知らざれば、謀にや、少納言入道信西、陣頭に於て、某の人は某の國、彼の人は彼の國と定めらるゝ由披露ありければ、さては命ばかりは助らんとや思ひけん、皆出家の形になりて、此處彼處より出で來る。左京、大夫教長卿と、近江、中將成

雅と二人は、太秦なる所に出家して在しければ、周防、判官季實を差遣して召捕らる。四位の少納言成隆と、左馬、權、頭實清と二人は、天台山淨土谷にて様替へて、座主、宮(最雲法親王)へぞ参りける。是等を始として、心も起らぬ僧法師になり續きて、我劣らじと出でけるこそはかなけれ。皇后宮、權、大夫師光入道、備後、守俊通入道、能登、守家長入道、式部、大輔盛憲入道、弟藏人、太夫經憲入道をば、東三條にて水問せらる。内裏より藏人、右少辨資長、權、右少辨惟方、大外記師業、三人承りて奉行せり。中にも盛憲兄弟、前、瀧口秦、助安等をば、鞞負廳にて拷訊せられけり。是等は左大臣の外戚にて、事の起りを知りたるらん。又近衛、院、

并に美福門院を咒詛し奉り、徳大寺を焼き拂ひたりし故を問はるゝに、下部先づ衣裳を剝ぎ取りて、頸に繩を附け、れば、下部に向ひて手を合せ、こは何事ぞや、我を助けよといひければ、座に列る官人共、目も當られず覺えけり。然れども、刑法限りある事なれば、七十五度の拷訊を致すに、始は聲を揚げて叫びけれども、後には息絶えて物言はず。日こそ多きに、七月十五日、今日しも、かゝる罪に行はるゝ事こそ無慙なれ。其の上五位以上の者、拷器に寄せらるゝ事、先例稀なり。水尾ノ天皇(清和)の御時、貞觀十八年閏三月十日の夜、應天門の焼けたりけるを、大納言伴ノ善男卿、造意の嫌疑ありければ、使廳にて拷訊せられ

ける例とぞ聞ゆる。彼の大納言は實犯にて、同じ九月二十二日、終に伊豆國へを流されける。それは昔の事なり、近き世には例なし。情なしとぞ申しける。

重仁親王御出家事

さる程に新院の一宮、重仁新王の御座所聞えずして、人々承りて、彼方此方尋ね進らする處に、今日十五日、女房車ニヨウバウラシメテに乗りて朱雀門の前を西へ過させ給ふを、平ノ判官實俊、見附け奉りて留め申せば、御出家あるべきにて、仁和寺ニシナツツの方様カタサマへ渡らせ給ふとぞ、御供の人申しける。依りて此の由奏聞しければ、素懷を遂げさせ進らすべき由仰せ下されけり。花藏院僧正寛堯、参りて

申さるゝ仔細ありて、中御門東ノ洞院なる所へを遷し奉りける。即ち實俊承りて守護し進らせけり。

爲義降参ノ事

さる程に六條判官(義爲)并に子供尋ね進らすべきよし、播磨守(清盛)に仰せ付けらる。十六日清盛三百餘騎にて、如意山(ニヨイサン)を越えて三井寺を求むれども無し。東坂本(ヒガシノサカモト)に在る由聞えて、大和の莊泉が辻といふ所を追捕す。是れは無動寺領なれば、大衆起りて、寺領を追捕する條無念なり。仔細あらば、山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ。左右なく亂入の條狼藉なりとて、軍勢に向ひて散散に相戦ふ。官軍神威に恐れて引き退く間、大衆勝ちに乗りて、

清盛が郎等兩三人搦め捕り、又大津東浦を焼き拂ふ。是れは山門領たる上、昨日爲義を船にて東近江(ヒガシノフミ)へ着けたりとて、してけれども、跡形(アトカガ)なき虚説なりけり。爲義は直河(ナホカ)といふ處より、木工神主(クシカミ)が許(モト)に隠れ居たりけるが、官軍向ふと聞きて、三河、三郎大夫近末といふ者の家に行きて、それより東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりけん、忽に重病を受けて、心身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとて、郎等共も落ち失せて、纔に子共の外十八人ばかりを残りける。兎角して馬に勞(イタ)はり乗せて、簗浦(ミノウラ)の方へ行きて、船に乗らんとする所に、誰とは知らず、兵三十騎許追ひ來り、討たんとしければ、頼賢

以下身命を捨て、防ぎ戦ひ追ひ散してけり。其の時残りの兵も行方知らずなりにけり。それより彌よ頼み少スシナになりはて、心細きのみならず、判官は重病に煩ひ給ふ。其の上、海道も塞り、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らん事も叶ひ難しとて、又、三郎大夫が家に立ち歸りて、日暮れしかば山上に上り、其の夜は中堂チウダウに通夜ツツヤして、殊に重病失除の悲願を憑みて、終夜祈請ヨモスガラせられたり。明くれば十七日、西塔サイタンの北谷黒谷キタニクロガニといふ處に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名義法房とぞつかれける。月輪房グワツリンバウ堅者の許モトより、墨染の衣、袈裟を奉りて、沙彌シヤミの形になり給ふ。此の爲義は十四歳にて、叔父美濃、

前司義綱、其の子美濃、三郎義明を討ちて、其の時の勸賞に左兵衛尉になされけり。元は陸奥、四郎とぞ申しける。十八歳永久元年四月、濟水寺別當の事に就きて、南都の大衆朝家ダイシユウを恨み奉りて、國民を催し、春日の神木カスガを先として、栗栖山クリスヤマまで來りしを、馳せ向ひて追ひ返しき。其の勸賞に左衛門尉になる。二十八歳にて檢非違使五位尉になる。日來、中の御門中納言家成卿に附きて、陸奥ノ守を望み申しけるに、祖父伊豫ノ入道頼義、此の受領に任じて、貞任宗任が亂に依りて、前九年の合戦ありき。八幡太郎義家、又彼の國守になりて、武衛家衡を攻むるとて、後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣残る國なれば、今爲義陸奥、

守になりたらしましかば、定めて基衡を亡さんといふ志あるべきか、^{カク}旁不吉の例なりとて、御聽^{ミユ}されなかりしかば、爲義、然らば自餘の國守に任じて、何かはせんとして、今年六十三まで終に受領もせざりける。日來より地下^{チカ}の檢非違使にてありけるが、よしなき新院の御謀反に與^ヨし奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけるこそ無念なれ。義法房、子共に向ひて宣ひけるは、我身が合期^{カフキ}したらばこそ、各引具して山林にも立ち隠れめ。我は只義朝を憑みて、都へ出でんと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても、命ばかりは助けこそせんすらめ。但し恣に院方の大將軍を承りたれば、勅命重くして助り難からんか、

それ又力なき事なり。齡既に七旬に及び、惜むべき身にあらす。萬一甲斐なき命助りたらば、如何にもして汝等をも助くべし。面々は先づ如何ならん木の陰、岩の間にも隠れ居て、事鎮らん程を待つべしと宣へば、爲朝聞きもあへず、此の義然るべからず候。たとひ下野ノ守殿こそ親子の間なれば、助け申さんとし給ふとも、天氣よも御免^{ゴメン}候はじ。其の故は新院は、正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや。左府亦關白殿の御弟ぞかし。豈に親として罪科なからんや。義朝いかに申さるゝとも、立ち難くこそ覺え侍れ。御所勞なほりおはしまさば、たゞ何ともして關東に赴き、今度の合戦に上り合はぬ三浦介、義明、畠山ノ莊司重能、

小山田別當有重等を相かたらひて、東八箇國を管領して、暫しもおはしますべし。若し京都より討手下らば、爲朝一方承りて、思ふまゝに合戦して、叶はずば其の時打死すべし。などか暫し支へざらんと申ければ、それも東國へ下りつきての事ぞかし。落人オカワドとなりぬれば、何事も思ふに叶はぬものなれば、降參せんと宣ひて、既に山より出で給へば、子共泣くく供しつゝ、西坂本下松オカギリツツを下りしかば、東雲漸く明け行きて、鳥の聲々告げわたり、峰の横雲晴れば、入道疾くく何方へも落ち行くべしと宣ひて、都の方へ赴き給ふを、暫く御待ち候へ、申すべき事候ふと聲々に申せば、何事にやとて立歸り給へば、前後左右

に立ち圍みて、泣くより外の事ぞなき。誠に只今をかぎりにて、又逢ふべき事ならねば、餘波オホナリを惜むも理コトワラなり。入道、今度老の頭に兜を戴きて、合戦を致す事、全く我が身の榮花を期するにあらず。若し打勝ちて運を開かば、汝等を世にあらせんと思ふためなり。今、義朝を頼みて出づるも、我若し安穩ならば、其の蔭にて各をも助けばやと思ふ故なり。汝等を捨て、我一人助らんとや思ふらん。齡既に致仕に餘れば、身の後榮をか期せん。如何ならん處にも、深く隠れて待つべし。疾くくとして下られけるが、かくて心強くは宣ひしかども、さすが餘波や惜しかりけん。又立ち歸りて、頼賢よ頼仲よ、いふべき事あり、歸

れと宣へば、各呼ばれて立ち返る。誠には異なる事なけれども、あかぬ別れの悲しさに、又呼び下し給ひける。恩愛の程こそ哀れなれ。斯く互に別を慕へども、さてあるべきにもあらざれば、面々は散々にこそ別れ行く。落る涙に道昏れて、行先更に冥々なり。悲しきかな、人界に生を受けながら、鳥にあらねども四鳥のわかれを致し、あはれなるかな、廣切の契り空しくして、魚にはなけれども、釣魚のうらみを含む。涙欄干として、魂飛揚すと見えてあはれなりし有様なり。子共は小原、静原、芹生の里、鞍馬の奥、貴船の方さまへ、思ひくりに落ち行けば、深山がくれの秋の空、露も時雨も争ひて、我が袖の涙も更に眞柴と

る、山路の奥を辿りつゝ、人里遠く分け入れば、峰の巴猿一度叫び、行人の裳を潤せば、谷の牡鹿の妻戀ひに、旅客の夢も覺めぬべし。さて入道は、賀茂河をわたり、糺森より、雑色花澤を義朝の許へ遣して、是まで遣れ來れるよしを申されければ、左馬ノ頭夜に入りて輿を奉り、竊に判官殿を迎へ取り給ひけり。

謀反人被誅事

さる程に平馬ノ助忠正は、浄土谷といふ所にて、出家して深く隠れてありけるが、爲義入道も降参したりとや聞きてける、子共四人相具して、竊に姪の播磨ノ守(清盛)を憑みて來りける。左衛門ノ大夫正弘、其の子右衛門ノ大夫家弘、其の子文章生安弘、次男右

兵衛尉頼弘、三男光弘、以上五人、藏人判官義康搦め捕りて、即ち大江山にて之を斬り、家弘の弟大炊助度弘をば、和泉左衛門尉信兼承りて、六條河原にて斬りてけり。平馬助忠正、嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、五人をば、清盛朝臣承りて、申の刻ばかりに六條河原にて之を斬る。平馬助をば、其の時の別當花山院中納言忠雅と、同名悪しかりなるとて、忠員と改名せられてけり。此の忠員と申すは、桓武天皇十一代の御末、平將軍貞盛六代の孫、讃岐守正盛が次男なり。此の人軍散じて後、出家入道して深く隠れてありけるが、清盛を憑みて行きたらんには、さりとも

命ばかりを助けぬ事はよもあらじと思ひて、降参せられたりけり。誠助けんと思は、左こそあるべきに、叔父姪内々不快なる上、我れ忠正を斬りたらば、定めて義朝に父を斬らせらるべし、たとひ宥恕の儀ありとも、此の旨を以て支へ申さんと、腹黒に思はれけるこそ悲しけれ

爲義最期ノ事

さる程に、爲義法師が頸を刎ぬべきよし、左馬頭に宣下せられければ、宥め置くべき旨、様々に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗ありて、清盛既に叔父を誅す。何ぞ緩息せしめん。姪は猶ほ子の如しといへり。叔父豈に父に異ならんや、速に誅謬

すべし。若し猶は違背せしめば、清盛以下に仰せ附けらるべきよし、勅定重かりしかば、力なく涙を押へて、鎌田次郎に宣ひけるは、論言斯くの如し、是に依りて判官殿を討ち奉らば、五逆罪の其の一を犯すべし。罪に恐れて宣旨を背かば、忽に違勅の者となりぬべし。如何すべきとありしかば、正清畏りて申すに、恐れ候へども愚なることを御諍候ふものかな。私の合戦に討ち奉らせ給はんこそ、其の罪も候はんすれ。其上、觀經には、劫初ヨソシヨより以來、父を殺す悪王一萬八千人なりといへども、いまだ母を殺す者なしと説かれて候。それは諸モロクの悪王、國位を奪はんとての爲なり。是れは朝敵となり給へば、終には遁るま

じき御身なり。縦令御承オシヤケタマハリにて候はずとも、時日を廻マシラすべき御命ならぬにとりては、御方ミカタに侍らせ給ひながら、人手に懸けて御覽候はんより、同じくは御手に懸け進マシらせ給ひて、後の御孝養オヤウをこそ能くくせさせ給はんすれ。何か苦しく候ふべきと申せば、さらば汝計らへとて、泣くく内へ入り給ふ。即ち鎌田、入道の方に参り、當時都には平氏の輩トモカラ權威を執りて、頭殿カウノトノは石の中の蜘蛛クモとやらんの様にておはしませば、東國へ下らせ給ひ候ふなり。判官殿は先き立て奉らんとて、御迎ひに進らせられて候ふとて、車差し寄せたれば、されば今一度八幡へ参りて、御暇乞申すべかりしものをとて、南の方を伏し拜みて、轡カウて車

に乗り給ふ。七條朱雀に、白木の輿を昇き据ゑたり。是れは輿より乗り移り給はん處を、討ち奉らん支度なり。其の時、秦野、次郎延景、鎌田に向ひて申しけるは、御邊の計ハカひ誤れり。人の身には、一期イチゴの終を以て一大事とせり。それを暗々と殺し奉らん事情スゲなく侍り。只ありのまゝに知らせ奉りて、最期の御念佛をも勧め申し、又は仰せ置かるべき御事も、などかなかるべきといハば、正清尤も然るべし。物を思はせ進らせじと存じて、かやうに計ひたれども、誠に我が誤なりと申しければ、延景参りて、誠には關東御下向エゲカウにては候はず。頭殿カウノト宣旨を奉りて、正清太刀取タチトリにて失ひ進らすべきにて候。再三歎き御申候ひしかど

も、勅定重く候ふ間、力なく申附けられ候。心閑シユかに御念佛候ふべしと申したりしかば、口惜しきことかな、爲義程の者を、たばからずとも討たせよかし。縦令繪言重くして、助かる事こそ叶はずとも、などありのまゝには知らせぬぞ。又誠に助けんと思はゞ、我が身に替へてもなか申し宥めざるべき。義朝が入道を憑みて來たらんをば、爲義が命に替へても助けなん。されば、諸佛シヨブツ念衆生ネンシユウ、衆生不念佛シユウシユフブツ、父母常念子フモシヤウネンシ、子不念父母シフネンフモと説かれたれば、親の様に子は思はぬ習ひなれば、義朝一人が罪に非ず。只恨めしきは此の事を始よりなど知らせぬぞとて、念佛百遍ばかり唱へつゝ、更に命を惜む氣色もなく、程經は定めて、

爲義が首斬るを見んとて、雜人ザラニなども立込むべし。疾く斬れと宣へば、鎌田次郎、太刀を抜きて後へ廻りけるが、相傳の主の首斬らん事心變くて、涙に昏れて太刀の當所アテも覚えねば、持ちたる太刀を人に與ふ。其の時、願諸同法者ソワンシヨトウホフシヤ、臨終正念佛リンシュウセウシヤクネンブツ、見彌陀來迎ケンミダライガク、往生安樂國ワウジヤウアンラククニと唱へて終に斬られ給ひけり。首實檢の後義朝に賜りて、孝養すべき由仰せ下されければ、正清之を請け取りて、圓覺寺に收め、墓を建て壇を築き、卒都婆ソトバなどを造立せられて、やうくの孝養をぞ致されける。此の爲義は妾多かりければ、腹々に男女の子共四十二人ぞありける。或は熊野別當の婦メノになし、或は住吉の神主に養はせなどして、此處彼

處にぞ置きける。昨日官使能景ケワンツカヒヨシカゲに仰せて、多田藏人大夫頼憲が、正親町富小路の家を追捕せられけるに、頼憲が郎等四五人いまだ家イマにありしかば、命も惜まず散々に戦ひける間、能景が兵多く討たれ、創を被りて引退く。其の間に屋に火かけ、烟の中に皆自害してける。今日十九日、源平七十餘人、首を斬られけるこそあさましけれ。中ノ院左大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、東宮大夫宗能卿、左大辨宰相顯時卿など申されけるは、昔嵯峨ノ天皇の御時、左兵衛督仲成を誅せられしより以來、久しく死罪を停めらる。依りて一條ノ院の御宇、長徳號年に内大臣伊周公、并に權中納言隆家卿、花山ノ院を射奉りしかば、罪既に斬

刑に當るよし、法家の輩勘へ申し、かども、死罪一等を減じて、遠流の罪に宥めらる。今改めて死刑を行はるべきにあらず、就中故院御中陰なり、旁宥られば宜しかるべきよし、各申されけれども、少納言入道信西内々申しけるは、此の儀然るべからず、多くの凶徒を諸國へ分け遣されば、定めて猶兵亂の基たるべし。其上非常の斷は、人主專にせよといふ文あり。世の中の常にあらざる事は、人主の命に従ふと見えたり。若し重ねて僻事出來りなば、後悔何の益あらんと申しければ、皆斬られにけり。誠に國に死罪を行へば、海内に謀反の者絶えずとこそ申し、に、多くの人を誅せられけるこそあさましけれ。正しく弘仁元年に、

仲成を誅せられてより、帝王廿六代、年記三百四十七年、絶えたる死刑を申し行ひたるこそうたてけれ。中にも義朝に父を斬らせられしこと、先代未聞の儀にあらずや。且つは朝家の御あやまり、且つは其の身の不覺なり。背き難き勅命に依りて、之を誅せば、忠とやせん、信とやせん、若し忠なりといは、忠臣は孝子の門に求むといへり。若し又信といは、信をば義に近くせよといへり。義を背きて何ぞ忠信に従はん。さらば本文に曰く、君は至りて尊けれども至りて親しからず、母は至りて親しけれども至りて尊からず。父のみ尊親の義を兼ねたりと。知んぬ。母よりも尊く、君よりも親しきは只父なり。如何ぞ之

を殺さんや。孝をば父に資り、忠をば君に資る。若し忠を面オモテにして父を殺さんは、不孝フケツの大逆、不義の至極なり。されば百行の中には、孝行を以て先とすといふ。又三千の刑は、不孝より大なるはなしといへり。其上、大賢の孟、喩へを取りて曰く、虞舜の天子たりし時、其の父瞽瞍コサウ人を殺害セツガイすることあらんに、時の大理ダイリなれば、臯陶之を捕へて罪を奏せん時、舜は如何し給ふべき。孝行無双なるを以て天下を保てり。政道正直なるを舜の徳トクといふ。然るに正ユサしく大犯を致せる者を、父として助けば政道を穢さん。天下は是れ一人の天下にあらず、若し政道を正しくして刑を行はば、又忽ちに孝行の道に背かん。明王は孝を以て天下を治む。然れば只父を負ひて、位を捨てざらましとぞ判じける。況や義朝の身に於いてをや。誠に助けんと思はんに、シなどか其の道なかるべき。恩給に申し替ふるとも、縦令我が身を捨つるも、争でか之を救はざらん。他人に仰せつけられんには、力なき次第なり。誠に義に背ける故にや、異なる勸賞もなく、結局幾程なくして、身を亡しけるこそあさましけれ。

義朝、弟被誅事

さる程に、左馬頭サウマに重ねて宣旨下りけるは、汝が弟共皆尋ね出し進マシらすべし。殊に爲朝とやらんは、鳳輦ホウケンに矢を放さんと申しける奇怪の者なり。搦め捕りて誅すべしとなり。義朝畏りて、

方々へ兵を差し遣して尋ねられければ、此處彼處より尋ね出してけり。爲朝は敵寄すると思ければ、何地イッテともなく失せにけり。四郎左衛門頼賢、掃部助頼仲、六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲、以上五人の人々、都へは入るべからずと仰せ下されければ、直ちに船岡山へ率率て行きける。五人ながら馬より下りて並み居たり。最期の水を與ふるに、各疊紙タテウシにて之を受けける。中に掃部助頼仲、此の水を取りて唇を押し拭ひて申しけるは、我れ幼少よりして、人の首を斬る事數多し。左様の罪の報にや、今日既に我が身の上になりけり。兄にておはしませば、左衛門尉殿こそ先き立せ給ひて、御供仕るべけれども、軍門に君の命なく、

戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道、強ひて禮を守らざるにや。其の上存する仔細候。日來ヒヨロ皇后宮の御内に、申し通はす女あり、夜前ヤゼンも來りて、見參ケンゼンすべき由申し侍りしを、叶ふまじきよし、心強く申して返し候ひき。定めて只今も尋ね來らんと覺え侍り。最後の有様を見えても詮なし。又不覺の涙の先き立たんも、本意ホイなく思ひ侍れば先き立ち申し候。六道チウダウの衢カにて必ず參會奉るべく候ふとて、直垂の紐を解き頸を延べてぞ斬られける。其の後四人ながら斬られけり。皆能くぞ見えたりける。次の日陣頭へ持たせて參る。左衛門尉信忠之を實檢す。獄門には懸けられず、穀倉院の南なる池イナの端へぞ捨てられける。

是れは故院の御中陰たる故とぞ皆人申しける。

保元物語 卷之二終

保元物語 卷之三

義朝幼少弟悉被誅事

さる程に内裏より、即ち義朝を召され、藏人右少辨助長朝臣を以て仰せ下されけるは、汝が弟共のいまだ多くあるなるを、縦令幼くとも、女子の外は皆尋ねて失ふべしとなり。宿處に歸りて秦野ノ次郎を召して宣ひけるは、餘りに不便なれども、勅定なれば力なし。母が乳母か懷きて、山林に逃げ隠れたらんは如何せん。六條堀河の宿處にある當腹の四人をば、すかし出して、相構へて道の程化しめずして、船岡にて失へとぞ聞えける。延景

保元物語

難義の御使かなと、心憂く思へども、主命なれば力なし。涙を袖に收めつゝ、泣くく輿を昇かせて、彼の宿處へぞ赴きける。母上は、折節物詣の間なり。君達は皆おはしけり。兄をば乙若とて十三、次は龜若とて十一、鶴若は九つ、天王は七つなり。此の人々延景を見つけて、嬉しげにこそありけれ。秦野次郎、入道殿の御使に参りて候。殿は十七日に、比叡山にて御様を替へさせ給ひて、頭殿の御許へ入らせ給ひしを、世間もいまだつつましとて、北山雲林院と申す所に、忍びて渡らせ給ひ候ふが、公達の御事覺束なく思召し候ふ間、御見参に入れ奉らんために、具し奉りて参らんとて、御迎に参りて候ふと申せば、乙若出合

ひて、誠に様替へておはしますとは聞きたれども、軍の後はいまだ御姿を見奉らねば、誰々も皆戀しくこそ思ひ侍れとて、我れ先きにと輿に争ひ乗られけるこそ哀れなれ。之を冥途の使とも知らずして、各輿共に向ひつゝ、急げや急げと進めける。羊の歩み近づくを知らざりけるこそはかなけれ。大宮を上りに、船岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に輿昇き据ゑて、如何せましと思ふ所に、七つになる天王走り出て、父は何處におはしますぞと問ひ給へば、延景涙を流して、暫しは物も申さざりしが、良ありて、今は何をか隠し進らすべき、大殿は頭殿の御承りにて、昨日曉斬られさせ給ひ候ひき。御舍弟達も、八郎

御曹司の外は、四郎左衛門殿より九郎殿まで、五人ながら夜部
 此の表に見えて候、山本にて斬り奉り候ひぬ。君達をも失ひ申
 すべきにて候。相構へて賺し出し進らせて、佗しめ奉らぬ様に
 と仰せ附られ候ふ間、入道殿の御使とは申し侍るなり。思召す
 事候は、延景に仰せ置かせ給ひて、皆御念佛候ふべしと申せ
 ば、四人の人々之を聞き、皆輿より下り給ふ。九つになる鶴若
 殿、下野殿へ使を遣はして、いかに我等をば失ひ給ふぞ。四人
 を助け置き給は、郎等百騎にも勝りなんするものを、此の由
 申さばやと宣へば、十一歳になる龜若、誠に今一度人を遣して、
 儘に聞かばやと申されける所に、乙若、生年十三なるが、あな心

憂の者共の言ひがひなさや。我等が家に生るゝ者は、幼けれど
 も心は猛しとこそ申すに、かく不覺なる事を宣ふものかな。世
 の理をも辨へ身の行末をも思ひ給は、七十になり給ふ父の、
 病氣に依りて出家遁世して憑みて來り給ふをだに、斬るほどの
 不當人の、まして我々を助け給ふ事あらじ。あはれはかなき事
 し給ふ頭殿かな。是れは清盛が和議にてぞあるらん。多くの弟
 を失ひ果て、只一人になして後、事の序に滅さんとぞ計ふら
 んと覺らず、只今我が身も失せ給はんこそ悲しけれ。二三年を
 も過ごし給はじ。幼かりしかども、乙若が船岡にて能く言ひしも
 のをと、汝等も思ひ合せんぞとよ。借も下野殿討たれ給ひ

て後、忽ちに源氏の世絶えなん事こそ口惜しけれとて、三人の弟達にも、歎き給ひそ、父も討たれ給ひぬ。誰か助けおはしまさん。兄達も皆斬られ給ひぬ。情をも懸け給ふべき頭殿は敵なれば、今定めて一所懸命の領地もよもあらし。然れば命助りたりとも、乞食流浪の身となりて、此處彼處に迷ひ行かば、あれこそ爲義入道の子供よと、人々に指をさゝれんは、家のためにも恥辱なり。父戀しくば只西に向ひて南無阿彌陀佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮に生れ合ひ奉らんと思ふべしと、おとなしやかに宣へば、三人の公達、各西に向ひて手を合せ、禮拜しけるぞ哀れなる。之を見て五十餘人の兵も、皆膝

をぞ濡しける。此の公達に一人づゝ、乳母共附けたりけり。内記、平太は天王殿のめのと、吉田、次郎は龜若、佐野、源八は鶴若、原、後藤次は乙若のめとなり。差し寄りて髪結ひ擧げ、汗拭ひなどしけるが、年來日來宮仕へ、且暮に撫ではたけ奉りて、只今を限りと思ひける心どもこそ悲しけれ。されば、聲を揚げて叫ぶばかりにありけれども、幼き人々を泣せじと、押ふる袖の隙よりも、餘る涙の色深く、つゝむ氣色も顯れて、想像さへあはれなり。乙若、延景に向ひて、我こそ先きと思へども、あれらが幼心に、おぢ恐れんも無慙なり。又いふべき事も侍れば、彼等を先きに立てばやと宣ひければ、秦野、次郎太刀を抜き

て、後へ廻りければ、乳母ども目を塞がせ給へと申して、皆退きにけり。即ち三人の首前にぞ落ちにける。乙若之を見給ひて、少しも騒がず、いしう仕りつるものかな。我をもよこころ斬らんすらめ。倍サテあれは如何と宣へば、外居ホカヅを持せて参りたり。手づから此の首共の血のつきたるを押し拭ひ、髪掻き撫で、あはれ無慙の者どもや、かほどに果報少く生れけん。只今死ぬる命より、母御前の聞召し歎き給はんその事を、かねて思ふぞたとへなき。乙若は命を惜みてや、後に斬られけると人言はんすらん。全く其の儀にてはなし。かやうの事をいはんにつまても、又我が斬られんを見んにつまても、泣き止りたる幼き者の、又泣かんも

心苦しくていはぬなり。母御前の今朝八幡へ詣で給ふに、我も参らんと申せば、皆参らんと言へば、具せば皆こそ具せめ、具せずば一人も具せじ。片恨カタウラミにとて、我等が寝たる隙に詣で給ひしが、下向にてこそ尋ね給ふらめ。我等斯るべしとも知らざりしかば、思ふ事をも申し置かず、形見をも進らせず、只入道殿(父爲)の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、急ぎ輿に乗りつるばかりなり。されば之を形見カタミに獻れとて、弟共の額髪を截りつゝ、我が髪を具して、若し違ひもやせんするとて、別々に裏ウラみ分けて、各其の名を書きつけて、秦野次郎に賜ひけり。又詞にて申さんずる様はよな、今朝御供に参りなば、終には斬られ候ふとも、

最期の有様をば、互に見もし見え進らせ候はんすれども、中々互に心苦しき方も侍らん。御留主に別れ奉るも、一の幸にてこそ侍れ。此の十年餘りの間は、假初カサツメに立離れ進らす事も侍らぬに、最期の時しも御見参に入れねば、さこそ御心に懸り侍るらめなれども、且つは八幡の御計ひかと思召して、いたくな歎かせおはしまし候ひそ。親子は一世の契と申せども、來世は必ず一つ蓮ハチスに参り逢ふ様に、御念佛候ふべしとて、今はこれ等が待遠なるらん、疾くくとて三人の死骸の中へ分け入りて、西に向ひ、念佛三十遍ばかり申されければ、首は前へぞ落ちにける。四人の乳母共急ぎ走り寄り、首もなき身を抱きつゝ、天に

仰ぎ地に伏して、喚ウケき叫ぶも理コトワリなり。誠に涙と血と相和して、流るゝを見る悲みなり。内記ノ平太は直垂の紐を解きて、天王殿の身を我が膚に當て、申しけるは、此の君を手馴れ奉りしより後、一日片時ヘンジも離れ進らす事なし。我が身の年の積る事をば思はず、早く成人ヒトとならせ給へかしと、旦暮アケツレ思ひて育ハツみ進らせ、月日の如くに仰ぎつるに、只今斯る目を見る事の心憂さよ。常は我が膝の上に居給ひて、髭を撫て、いつか成人ヒトとなりて、國をも莊をも儲けて、知らせんすなど宣ひしものを、うたゝねの寢覺にも、内記々々と呼ぶ御聲、耳の底に留り、只今の御姿オノロシ幻マヨイにかけろへば、更に忘るべしとも覺えず。是れより歸りて命生

きたらば、千年萬年を経べきや。死出の山、三途の河をば、誰かは介錯申すべき。恐しく思召さんにつきても、先づ我をこそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らんといひも果です、腰の刀を抜くまゝに、腹搔き切りて失せにける。恪勤の三人ありけるも、幼くおはしまし、かども、情深くおはしつるものを、今は誰をか主と憑タシむべきとて、指し違へて二人ながら死にけり。是れ等六人が志、類ひなしとぞ申しける。同じく死する道なれども、合戦の場ニハに出て、主君と共に討死し、腹を切るは常の習ひなれども、斯る例は未だ無しとて、譽めぬ人こそなかりけれ。此の首ども渡すに及ばず。餘りに父を戀しがり

ければとて、圓覺寺へ送りて、入道の墓の傍にぞ埋めける。

爲義北方入水ノ事

さる程に秦野ノ次郎は、即ち六條堀河へ参りたれば、母はいまだ下向もなし。依りて八幡の方へ馳せ行くに、赤井河原の邊ホトリにて参り逢ひたり。延景馬より飛び下りて、輿の轆ナカエに取りつけば、臆て輿をぞ昇き据ゑける。判官殿は、比叡山にて御出家候ひて、十七日の曉、頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを、隠し置き進らせで、様々に申させ給ひ候ひしかども、天氣終に許させ給はで、昨日の曉、七條朱雀にて失ひ進らせ候ひぬ。五人の御曹司達をも、昨日の暮程に、北山、船岡と申す所にて、皆斬り奉り候ひ

ぬ。六條殿に渡らせ給ひつる四人の公達をも、船岡山にて只今失ひ申し候。是れは乙若御前の最期の御形見を進らせられ候ふとて、件の髪を取り出し、御有様を委しく語り申し、かば、母上之を聞き給ひ、夢か現か如何せんとして、即ち消え入り給ひしが、良暫くありて少し心地出で来て、今朝八幡へ参りつるも、判官や子供のためぞかし。氏神にておはしませばと、憑を懸けてぞ参りしに、面々失せぬらん、神ならぬ身の悲しさよ。斯るべしと思ひなば、何かは物へ参るべき。今朝しも彼等に副はずして、最期の姿を今二目見ざりし事の悔しさよ。昨夜これ等が面々に我も参らんといひしを、様々にすかして寝たる間に、賢

顔に詣でたれば、定めて下向したらば、口々に恨みんを如何答へましと、今までも案じたるに、いかに大菩薩のをかしく思召しつらん。せめては一人なりとも具したらば、終には失はるゝとも、今までは身に副へてまし。夢にもかくと知るならば、何しに八幡へ参るべき。妻子共に打ち連れて、船岡とかやへ行き、失せにし一所にて、兎にも角にもなるならば、かほどに物は思はじと、あこがれ給ふぞ痛はしき。其の儘に絶え入り給ひしが、定業ならぬ命にて、又生き出で給ひけり。今は屋形に歸りても、誰を友にか侍らん。只妾をも判官殿の斬られ給ひし所へ具して行き、同じ野原の露とも消え果させよとかこち給ひ、既に與よ

り走り出で、身を投げんとこそし給ひけれ。延景并に介錯の女房など、様々に申しけるは、御歎きはさる御事にて候へども、御身一人の事ならず、大殿并に公達の御事思召さんにつけても、御様など替させ給ひて、一筋になき御跡を弔らひ進らせらるべきなり。御身をさへ失はせ給ひなば、なき人の御爲彌ま罪深かるべき御事なり。されば、左大臣殿の北方も御様を替させ給ふ。平馬、助殿の女房も、五人の子供に後れて、さこそ心憂く思召しけめども、様替へてこそおはしませ。縦令御命を失ふとも、六道四生ダウシヤウの間に、入道殿にも公達にも、逢ひ進らせらるゝ事難かるべし。香の烟に形を見、幻マホロシの便マヨシに聲を聞きしも、皆身を全う

したりし故なりなど慰め奉れば、妾メカもさこそは思へども、今日ケフ明日様をかへんには、落人オチウロの方様カタサマの者と思はぬ人はあらし。然らば名乗らずば左右サウなく許すまじ。明さんにつけては、爲義入道の妻の、兎トありて角カクありてといはれん事も耻かし。其の上、人は一日一夜をふるにも、八億四千の思ひありといふ。異なる思ひなき人も、左程の罪のあるなるに、縦令出家タトヒとなりたりとも、月日の立つに随ひて、年老いたる人を見ん時は、入道殿もあの齡にあらんと思ひ、幼き者を見ん折は、我が子供もこれ程にはなりなと思はん序ツイデの度ごとに、斬らせし人も恨めしく、斬りけん者も情なく思はん事も心憂し。然れば凡夫の習ひにて、

我が身の物を思ふ様に、人も歎きのあれかしと、思はん心も罪
 深し。斯る愁に沈みては、念佛も更に申されじ。只同じ道にと
 歎き給ふを、種々に慰め奉れば、さらばせめて、七條朱雀を見
 ばやと宣へば、各悦びて、彼處に輿を昇き据ゑたれども、何の
 餘波も見え分かず。さらば船岡へとて、桂河を上りに北山を差
 して行く程に、五條が末の程に、岸高く水深げなる所にて、輿
 を立させ、石にて塔を組み、入道よりはじめ、四人の公達の爲
 めと廻向して、懐袂フトラコサセに石を入れ、さらぬ體タイにもてなし、入道
 の失せ給ひし所へ行きたれども、聲する事もなく目に見ゆる物
 なし。又船岡へ行きたりとも、同じ事にてこそあらんすれ。妻ウツハ

年來トシゴト観音を憑み進らせて、毎日普門品フモンギン三十三卷、彌陀の名號ミタノナゴウ一
 萬遍唱へ申すが、今日物詣ケフモノノミに未だ終らず。屋形ヤカマに歸りたらば、
 幼き者共の玩物モテアソビモノを見んにつけても、爰にては兎ありし角カクあり
 しなど思はんには、心亂れて勤めもせらるまじければ、爰にて滿ミ
 じて、聖靈達シヤウリヤウマチにも廻向エカウせんとして、猶石塔を組み給ふかところ思
 ひしに、岸より下へ身を投げて、終にはかなくなり給ふ。乳母
 の女房之を見て、續きて河へぞ入りにける。供の者共之を見て
 周章アハテ騒ぎ、走り入りて尋ねれども、石を多く袂に入れ給ひける
 故にや、纏マタて沈みて見え給はず。程經て遙の下より取り上げて
 二人ながら、即ち其の夜、鳥部山の烟となし奉りて、遺骨をば

圓覺寺にぞ藏めける。今日、船岡にて主従十人、朝の露と消え行けば、今夜は桂河にて二人の女房、夕の烟と立ちのぼる。生死無常の理、あはれなりし事どもなり。

左府ノ死骸實檢ノ事

さる程に二十一日午の刻ばかりに、瀧口三人、官使一人南都へ赴き、左府の死骸を實檢す。瀧口は資俊、師光、能盛なり。官使は左史生中原ノ師信なり。其の處は、大和國添上郡河上村の般若野の五三昧なり。道より東へ一町許入りて、實成得業が墓の東に新しき墓ありけるを、發掘して見れば、骨はいまだ相連りて、肉少しありけれども、其の形とも見分かず。其の儘道

の邊に打ち捨て歸りにけり。廿二日左大臣の公達四人、嫡男右大將兼長、次男中納言師長、同年にて俱に十九歳なり。三男左中將隆長十六歳、四男範長禪師十五にぞなり給ふ。各心を一にして、祖父富家殿に申されけるは、大臣もおはしまさず、何の憑ありてか斯くて侍らん。今度の罪聊も宥めらるべからずと承る。殊に大臣も罪深くましませば、其の子ども皆死罪にこそ行はれんすらめ。命のあらん事も、いつを限りとも知らねども、身の暇を賜りて出家を遂げ、若し露の命消えやらずば、一向に眞の道に入りて、先考の御菩提をも弔ひ奉らん。昨日、勅使、大臣の御墓に向ひて、死骸を掘り發して、路頭に捨て置くと云々。

心愛しとも申すばかりなし。亡父是れ程の目を見給ふに、其の子として、人に二たび面を合すべきとも覺えずと宣へば、入道殿は明日の事をば知らねども、只今までもかくておはしますれば、其を憑みてこそ侍るに、皆々左様になり給はゞ、如何に心を慰めん。世には不思議の事もこそあれ、如何なる有様にても、今一度朝廷に仕へて、父の跡を繼がんとは思さぬか。斜ならず此の世に執深かりし人なれば、なき迹までもさこそは思はめ。流石死罪まではよもあらし。縱令遠國、遙の島に遷されたりとも、運命あらば計らざる外の事もありなん。漢ノ孝宣皇帝は禁獄せられしかども、帝運あれば、獄より出て位に即きにけり。

右大臣豊成、大宰帥に遷されたりけれども、歸京を許されて、再び丞相の位に至れり。かゝる例もあるぞかし。春日大明神控てさせ給はずば、なか憑もなからんと、仰せられもあへず、泣き給ふこそ哀れなれ。然れば此の御心を破らんも、不孝とかや思しけん、左右なく出家もし給はず。

新院遷幸讚岐并重仁親王御事

さる程に、今日藏人左少辨資長、綸言を承りて仁和寺へ参り、明日二十三日、新院を讚岐國へ遷し奉るべきよしを奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞召しけれども、今日明日とは思召さざる所に、正しく勅使参りて事定りしかば、御心

細く思召しけるあまりに、かくこそ口ずさみ給ひけれ。

都には今宵ばかりぞ住の江の

さし道おりぬいかでつみ見し

新院の一ノ宮を、父のおはします時、何様にもなし奉れと、花藏院の僧正寛曉が坊へ渡し奉る。御供には右衛門ノ大夫章盛、左兵衛ノ尉光重なり。僧正頻りに辭し申されけれども、勅定背き難くして請け取り奉らる。既に御出家ありしかば、年來日來東宮にも立ち、位にも即かせ給はんとこそ待ち奉るに、かく思ひの外に御飾おろす事の悲しさよと、附き進らせたる女房達、泣き悲むぞ哀れなる。此の宮は、故刑部卿忠盛朝臣御めのとにてあり

しかば、清盛頼盛は見放し奉るまじけれども、餘所になるこそ哀れなれ。明くれば二十三日、いまだ夜深に仁和寺を出でさせ給ふ。美濃ノ前司保成朝臣の車をめさる。佐渡ノ式部ノ大輔重成が郎等ども、御車を差し寄せて、先づ女房達三人を御車に乗せ奉る。其の後仙院召されければ、女房達聲を調へて泣き悲み給ふ。誠に日來の御幸には、庇の車を廳官などの寄せしかば、公卿、殿上人庭上に下り立ち、御隨身左右に列り、官人、番長前後に従ひしに、是れは怪しげなる男、或は甲冑を鎧ひたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて、泣き悲しむも理なり。夜もほのくくと明け行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて重成を召され、田中殿へ参

りて、故院の御墓所オムムソを拜み、今を限りの暇をも申さんと思ふは如何イカニと仰せ下されければ、重成畏りて、易き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひなば、後勘如何コウカンと恐れ申しければ、誠に汝が痛み申すも理りなり。さらば、安樂壽院の方ハツへ御車を向けて、懸け脱すべしと仰せければ、即ち牛をはづし、西の方ハツへ押し向け奉れば、只御涙にむせばせ給ふよそほひのみぞ聞えける。之を承る警固の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。暫くありて、鳥羽の南門へ遣り出す。國司季行朝臣、御船并に武士兩三人を設けて、草津にて御船に乗せ奉る。重成も讚岐まで御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷り歸れば、汝が此の程情ナヤケありつる

に、即ち罷り留れば、今日より彌よ御心細くこそ思召せ、光弘法師未だあらば、事の由を申して、追て參るべしと申せ、返す返す此の程の情こそ忘れ難く思召せと、御定ありけるこそ忝ハヂけれ。勅定チヨクテイなればにや、御船に召されて後、御屋形の戸には外より鎖カギを指してけり。之を見奉る者は申すに及ばず、怪しの賤女シツメメ、猛き武士モウシまでも、袖をしぼらぬはなかりけり。道すがらもはかばかしき御膳オウゼンもまゐらず、打ち解けて御寢キヨシもならず、御敷オウシきに、沈み給へば、御命を保たせ給ふべしとも覺えず、月日の光をも御覽せず、只烈しき風、暴き波の音ばかり、御耳の底に留りける。此處は須磨の關と申せば、行平中納言近流チカノせられて、藻

たれつゝと詠じけん處にこそと思召す。彼處は淡路國と聞召せば、大炊、廢帝のうつされ、思ひに堪へず、幾程なく失せさせ給ひけん島にこそと、昔は餘所に聞召し、かども、今は御身の上と思召すこそ哀れなれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思召し知られて、一宮の御行方も、如何あらんと遠東なく、又合戦の日、白河殿の烟の中より迷ひ出しに、女房逢もいづくに在りとも聞召さねば、只生きて生を隔てたりとも、是れならんとぞ思召す。異國を聞けば、昌邑王賀は、故國に歸り、立宗皇帝は蜀山に遷さる。我が國を思へば、安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君萬乘の主、

先世の宿業をば遁れ給はずと、思召し慰むはしとぞなりにける。讃岐に着かせ給ひしかども、國司いまだ御所を造り出されざれば、當國の在應散位高季といふ者の造りたる一字の堂、松山といふ處にあるにぞ入れ進らせける。されば事に觸れて、都を戀しく思召しければ、かくなん、

濱千鳥あとは都にかよへども

身は松山に音をのみぞ泣く

新院、仁和寺を出させ給ふ御迹に、不思議の事ありけり。清盛義朝、洛中にて合戦すべしとして、源平兩家の郎等、白旗赤旗をさして、東西南北へ馳せ違ふ。今度の合戦思ひの外早速に落居

して、諸人安堵の思ひをなして、隠し置きける物ども、運び返す處に、又此の物騒出来れば、今日こそ誠に世の失せ果てなんよと、上下周章騒ぐ。大臣、公卿、馬車にて内裏へ馳せ参り給へば、主上驚き思召して、兩方へ勅使を立てられて曰ふ、各存する所あらば、奏聞を経て聖斷を仰ぐべき所に、兩人忽ちに合戦に及ばんとする條、天聽に及ぶ。仔細何事ぞ。早く狼藉を止むべしと云々。兩人ともに、跡形なきよしをぞ勅答申さる。其の自新院の中へ御門、東洞院の御所に建られたる文庫どもを、出納知兼を以て檢知せらる。或文庫の中に手箱一合あり、御封を附けられて御秘藏と覺えたり。依りて知兼之を持ちて参内す。

即ち教覽あるに、御夢想の記なり。其の中に度々重祚の告あり。其の度ごとに御立願あり。總じて甚じき奇異の事どもを註し置かせ給へり。然るを今披露あり。いかばかり口惜しく思召すらんと覺えたり。重祚の御事は、我朝には齊明、稱徳、二代の先蹤あるが、朱雀、白河の兩院も、終に御素意を遂げ給はず、御意に深く懸けられたればにや、御夢にも常に御覽じけん。朱雀院は母后の御勤めに依りて、御弟天曆帝(村)に譲り奉られしが、御後悔ありて、かへり即せ給はんよし、方々へ御祈どもありけり。伊勢へ公卿勅使など立てられけり。白河院も其志ましくして、御出家はありしかども、法名をばつかせ給はず、清見原天皇の